

# KANAN TOWN

## 河南町まちづくり計画

2021 - 2025

来てよし、住んでよしの  
『あ・な・ば』かなん



大阪府 河南町



## ごあいさつ

今、市町村は、加速度的に進行する少子高齢化、激甚化する災害や環境問題への対応など、さまざまな課題を抱えています。

本町においては、河南町第四次総合計画にもとづきまちづくりを進めてまいりましたが、新たな時代、課題に対応するため、また、SDGsなどの新たな考え方を取り入れつつ、多様化する社会情勢の変化に柔軟に対応し、魅力ある河南町を実現するため「河南町まちづくり計画」を策定しました。

本計画は、「あそびがある」、「なじみやすい」、「はぐくめる」の3つをキーワードとし、「来てよし、住んでよしの『あ・な・ば』かなん」の実現を目標としています。

この目標の実現に向けて、住民、事業者、議会の皆様と手を携えながら、まちづくりに取り組んでまいります。一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、闊達なご審議をいただきました河南町まちづくり会議委員の皆様、また、意見募集やアンケート等を通じて、貴重なご意見をいただきました住民の皆様に心から感謝申し上げます。



令和3年3月

河南町長

森田昌吾

# 目次

## 第1部 総論

---

第1章 河南町の現況(すがた).....	2
第2章 計画策定の意義.....	6

## 第2部 基本構想

---

第1章 まちづくりの目標.....	12
第2章 人口フレーム(人口ビジョン).....	16
第3章 将来都市構造.....	18
第4章 施策の体系.....	24

## 第3部 基本計画

---

政策No.1 安全・安心に住めるまち.....	28
1-1 防災等への備えの充実.....	30
1-2 地域の防災力強化.....	32
1-3 防犯力の強化.....	34
1-4 消費者保護の推進.....	35
1-5 交通安全対策.....	36
政策No.2 子育てと教育のまち.....	38
2-1 母子健康事業の充実.....	40
2-2 子育て支援の推進.....	42
2-3 地域ぐるみの子育ての推進.....	44
2-4 教育の質のさらなる向上.....	46

## 第3部 基本計画

---

政策No.3 みんなが生涯活躍できるまち	48
3-1 QOLの向上(全世代型福祉)	50
3-2 めざせ健康寿命No.1	52
3-3 障がい者支援の充実	54
3-4 地域の創意工夫ある取組みの促進	56
3-5 生涯学習の推進	58
3-6 人権尊重・平和の推進	60
3-7 男女共同参画社会の実現	62
政策No.4 快適で賑わいのあるまち	64
4-1 移住定住促進	68
4-2 持続可能な農林業等の推進	70
4-3 産業の振興・ブランド力の強化	72
4-4 まちの姿の創出(インフラの整備)	74
4-5 大学・企業等との連携推進	78
4-6 地域公共交通の充実	80
政策No.5 自然と歴史に囲まれたまち	82
5-1 自然と歴史	84
5-2 美しいまちかなんを守る	86
5-3 地球温暖化対策の推進	88
政策No.6 一歩先を行くまち	90
6-1 最先端技術の活用による行政の効率化及びサービスの向上	92
6-2 電子化の推進	94

## 資料編

---



# 総論

- 第1章 河南町の現況(すがた)
- 第2章 計画策定の意義



# 第1章 河南町の現況(すがた)

## 位置

本町は、大阪府南東部に位置しており、東西6.7km、南北7.5kmで、面積は25.26㎢となっています。東には葛城山脈が連なり、奈良県御所市、葛城市と境をなし、西は富田林市、南は千早赤阪村、北は太子町と接しています。

大阪の中心部までは約25km圏内、世界への玄関口である関西国際空港までは約35km圏内にあります。



## 人口

平成27年の国勢調査では、人口16,126人、6,115世帯となっています。

国勢調査の人口推移では、住宅開発などが行われたことから、平成17年に17,545人とピークを迎えましたが、その後、少子高齢化の流れの中で、平成22年には17,040人、平成27年には16,126人に減少しています。

世帯数は、人口ピーク時の平成17年には6,419世帯でしたが、平成27年には6,115世帯に減少しています。人口減少の中ではありますが、核家族化が進展するなど世帯数の減少は緩やかなものとなっています。

## 地勢

本町は、東に葛城山脈が連なり、これを背景に東から西に向けて緩やかな傾斜が続いています。東部は大半が山林で、田畑は西部に位置し、南から北へ帯状に延びて河内平野に連なっています。

葛城山系を源とする水越川は、千早川と合流して西部を流れ、梅川は中央を貫き北流し、石川を経て大和川に注いでいます。

土地利用は、面積の過半を山林が占め、農地、水面を加えて緑地系が4分の3を占めていますが、丘陵地においては住宅団地が造成されています。また、小規模な開発による住宅地の形成もみられます。

## 沿革

総論

本町の歴史は古く、約1万年前の縄文時代早期に、人が住み始めています。弥生時代後期になると、町北部・西部の丘陵上に集落が築かれるようになりました。

古墳時代の集落の様子はあまり明らかになっていませんが、古墳時代前期(4世紀)になると、弥生時代後期の集落があった丘陵上に古墳が築かれ始めました。古墳時代後期(6世紀)になると、町北部から太子町にかけての丘陵上にも古墳が築かれます。ここは、総数約250基からなる一須賀古墳群で、わが国の代表的な群集墳です。

この頃、本町を含む一帯は、難波宮と大和を結ぶ日本最古の官道である竹内街道沿いであって、大和の飛鳥が「遠つ飛鳥」と呼ばれたのに対して、難波宮の近くにある飛鳥として「近つ飛鳥」と呼ばれるようになりました。この時代は、蘇我氏や渡来人との関わりが深く、国際色豊かな文化圏を形成していました。

7世紀末には、役行者が修験道の礎を築き、平安時代末期の歌人西行法師が永眠する弘川寺や高貴寺が開かれました。南北朝時代に起こった戦乱が鎮まった中世末には、大ケ塚で寺院を中心とした町場、いわゆる「大ケ塚寺内町」が形成され、次第に市場町へと変貌し、地方商業都市として栄えました。この状態は、近世を経て近代の明治中期まで続きました。

明治22年には、町村制の施行により17村から石川、白木、河内、中の4村が誕生しました。その後、明治31年に柏原から富田林間に鉄道が開通したものの、その鉄道網から外れた結果、経済の中心を維持することが困難となり、農村集落としての歩みをたどりました。

昭和31年には、町村合併促進法によりこれら4村が合併して河南町が誕生し、本年9月に町制65周年を迎えます。

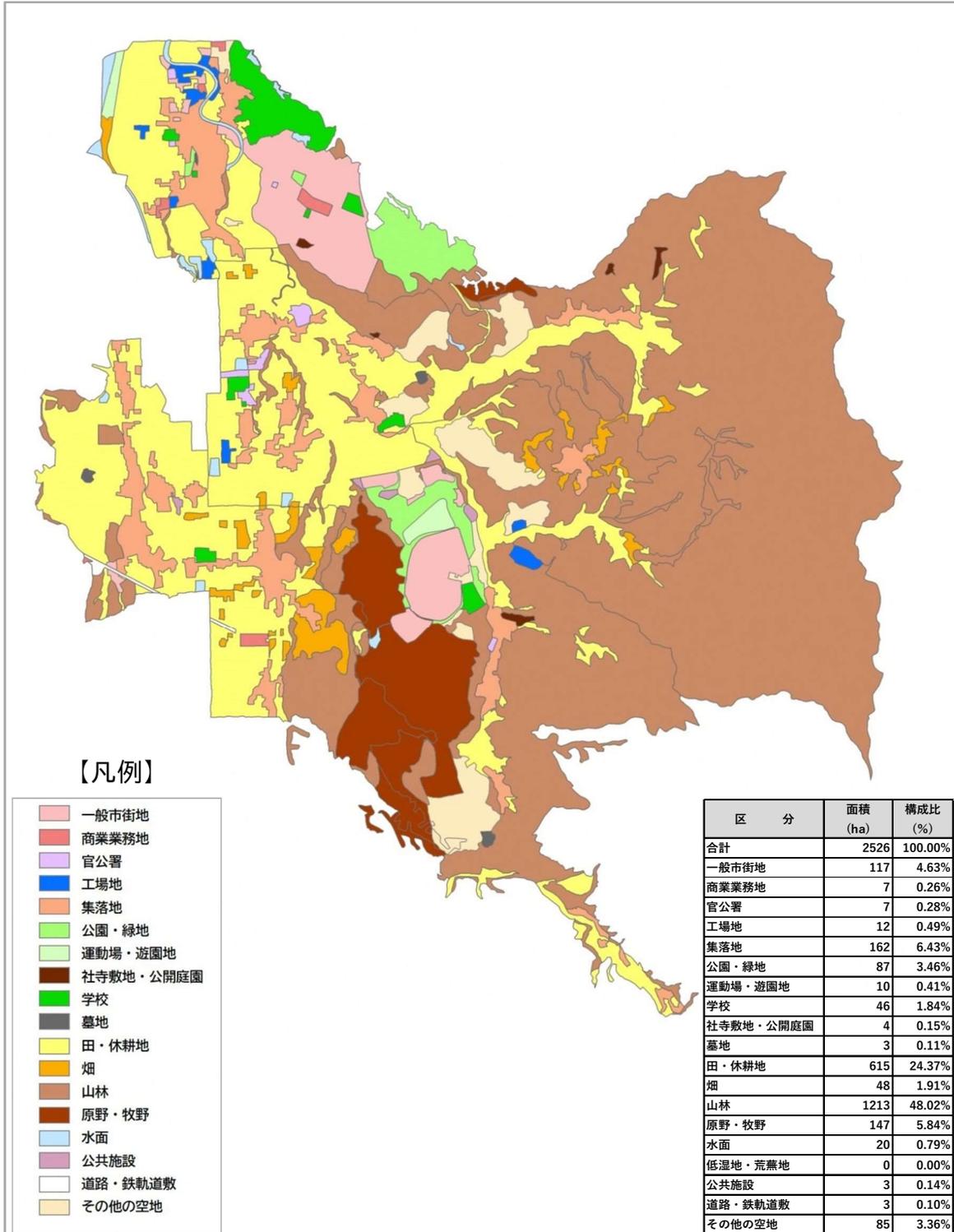
その後は、大阪都市圏の農作物供給地として都市近郊農業を中心としたまちづくりが進められてきました。昭和39年に町北部に浪速芸術大学(現大阪芸術大学)が開校、昭和43年から北部丘陵地での住宅団地の開発(現大宝地区)や昭和60年から東部丘陵地の住宅団地の開発が進み、平成5年からはさくら坂、平成9年からは鈴美台、平成19年からはさくら坂南への入居が始まり、市街地の形成が進むことになりました。

構想  
基本

計画  
基本

資料編

<土地利用現況図>



出典:平成27年度都市計画基礎調査より作成

総論

基本  
構想

基本  
計画

資料編

## 第2章 計画策定の意義

### 時代の流れ

昭和54年に初めて総合計画を策定して以降、四次にわたって総合計画を策定し、豊かな自然と古くから開けたこの地の歴史を活用し、農業の振興や生活基盤の整備など、まちづくりを進めてきました。

また、本町の人口は、平成17年をピークに減少に転じていますが、日本全体が人口減少社会に突入する中、各地域において住みよいまちを如何に維持・発展させていくかが、ますます大きな課題となっており、本町でも、平成28年に総合戦略にあたる「河南町まちづくり計画」を策定し、さまざまな取組みを進めてきました。

近年、少子高齢化のさらなる進展、人口減少、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地球規模の環境問題の深刻化、災害の激甚化などにより、地域社会も、大きな変容を迫られています。

平成26年に制定した「かなんまちづくり基本条例」では、『住民、議会及び町が手を取り合い、人々が住みたいと思うまちを実現することを目的とします。』と規定しています。

上記のようなさまざまな環境変化や問題に適切に対応し、地域社会の持続可能性を高めるとともに、より住みやすいまちを実現するため、まちづくり基本条例の考え方に則り、これまで以上に、住民、事業者の方々などと緊密に連携したまちづくりを進めていく必要があります。

### 計画策定の目的

本町を取り巻くさまざまな環境変化や課題に適切に対応し、より住みやすく、より魅力ある河南町を実現するため、住民、事業者、議会、行政の協働によってまちづくりを推進していく必要があります。

新しいまちづくり計画は、このような考え方に立ち、これまでの成果を踏まえつつ、住民、事業者、議会、行政が力を合わせて、「来てよし、住んでよしの『あ・な・ば』かなん」を実現するために、中長期的に目指すべき方向性やまちの姿を示すとともに、その実現に向けて、直近で取り組んでいく内容を明らかにすることを目的として、第四次総合計画とまちづくり戦略の双方を合わせ発展的に策定するものです。

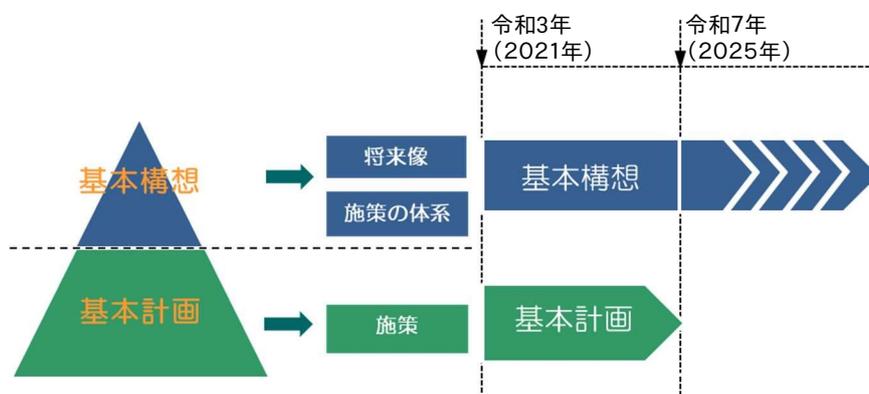
この計画は、かなんまちづくり基本条例第14条に規定するまちづくり計画及びまち・ひと・しごと創生法第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として、町政運営の基本的な指針となるもので、町政の最上位計画として、部門別の各種計画の基本となるものであり、また、住民の方々や各種団体、事業者などが、それぞれの役割に応じて積極的、主体的に取り組を進めていただくうえでの共通の指針となるものです。

## 計画期間

本まちづくり計画は、基本構想と基本計画に分かれています。

基本構想のうち、ひとづくりビジョン(人口フレーム)については2060年までの人口目標を示しており、将来都市構造などその他の部分については、まちが中長期的に目指していく姿を示しています。

基本計画については、構想を実現するために直近で取り組んでいく施策を示すもので、目標年次は令和7年とします。



## 新しいまちづくりの視点

総論

構  
想  
基  
本

計  
画  
基  
本

資  
料  
編

### 視点1:人口減少、少子高齢化への対応

本町の人口は、平成17年以降減少に転じており、また、出生数も過去に比べて低い水準にとどまっているため、今後もさらに少子高齢化や人口減少が見込まれます。

そのため、次世代を担う子どもたちに関する子育て支援や教育・保育環境の向上、高齢者も含めて全住民が生涯活躍できる環境の整備、人口減少に備えた公共施設の効率化などが必要です。

### 視点2:安全・安心

安全で安心して日々を過ごせる社会を実現することは、まちづくりの基本的かつ最重要の目的です。災害の激甚化、感染症、ITの進展に伴う新たな消費者トラブルなど、日常生活を取り巻きさまざまな脅威に対し、適切に対応して安全・安心を提供できるまちづくりに取り組む必要があります。

### 視点3:地域産業の強化・育成

本町の主要産業である農業については、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加を踏まえ、新規就農者の参入や高付加価値化の促進などに取り組んでいく必要があります。また、南阪奈道路や国道309号などによる交通アクセスを活かし、企業誘致を含め産業の育成・強化に取り組んでいく必要があります。

### 視点4:文化資源を活用したまちの個性・魅力の創出

本町は古くからの歴史を有しており、国指定史跡「金山古墳」、日本遺産「葛城修験」を構成する葛城28宿のうち妙音菩薩品や観世音菩薩普門品など、貴重な文化遺産が存在しています。

町内外の人々、がこれらの文化資源や本町の歴史の持つ魅力を楽しめるようなまちづくりに取り組んでいく必要があります。

### 視点5:自然を活用したまちづくり

本町は、葛城山脈から連なる自然や棚田などの田園風景など、多様で良好な景観を有しています。地域産業の育成と両立させつつ、こうした豊かな自然や良好な景観を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

### 視点6:交通網・交通機関の改善

本町は、大阪都市圏の中心である大阪市から約25kmの距離にあるという地理的条件を最大限に活用できるよう、大阪南部高速道路の実現や府道・町道の整備の促進など、交通網の改善を進めるとともに、高齢化社会のさらなる進行に備えて、地域公共交通の改善など、公共交通機関の整備にも取り組んでいく必要があります。

### 視点7:行財政改革

本町が実施しているさまざまな事業について、事業開始後の社会情勢の変化に照らして、必要性が乏しくなっているものがないか点検・見直しを行うことにより、限られた資源を必要な分野・施策に活用していく必要があります。

### 視点8:参画と協働によるまちづくり

地域が抱えるさまざまな課題に適切に対応し、人々が住みたいと思うまちを実現するためには、行政と地域住民が協力していくことが必要不可欠です。そのため、かなんまちづくり基本条例の趣旨にのっとり、地域を取り巻く関係者が協働し、住民が主役となるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

### 視点9:SDGs※

SDGsの理念を活用してまちづくりを進めることにより、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けて、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組んでいく必要があります。

※SDGs .....2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットにより構成される。



# 基本構想

- 第1章 まちづくりの目標
- 第2章 人口フレーム(人口ビジョン)
- 第3章 将来都市構造
- 第4章 施策の体系



## 第1章 まちづくりの目標

総論

基本構想

基本計画

資料編

少子高齢化や人口減少、人々の価値観やライフスタイルの多様化など、本町を取り巻く社会経済構造は大きく変化しています。

こうした中、地域社会の活力を維持し発展させていくためには、住民1人ひとりが生活にゆとりを持ちながら、希望するライフスタイルを実現することができ、本町に興味を持って加わる人を含め住民が地域コミュニティに溶け込み活躍できるまちづくりを目指す必要があります。

このため、新しいまちづくりのキーワードを「あそびがある」「なじみやすい」「はぐくめる」の3つとし、大都市近郊にありながら、豊かな自然に囲まれた立地を活かして、住民がこうした自然や歴史を楽しめるようなゆとりのある暮らしを実現できる、地域や住民が助け合いながら課題を解決していく、そして子どもも大人も自らの夢に向かって進んでいける「あ・な・ば」かなんの実現を目指して、まちづくりを展開します。

### 「来てよし、住んでよしの『あ・な・ば』かなん」の実現



## あそびがある 充実した暮らしとともに

### さまざまな楽しみがあるまち

本町は、豊かな自然と古(いにしえ)から受け継がれてきた歴史を有しており、住民はもとより、より多くの方がこうした良さに触れられるまちを目指します。

また、地域の祭りや行事などに見られる、これまで培われてきた歴史、生活、文化が融合した「くらし」や、まちの魅力ある豊富な資源を活用し「たのしみ」にあふれた「あそびがある」充実した生活を送れるまちを目指します。

## なじみやすい 住民同士や地域間でコミュニケーションや 助け合いがあるまち

防犯・防災活動、清掃活動、伝統行事など、さまざまな活動を通じて住民同士や地域間でコミュニケーションや「たすけあい」があるまちを目指します。

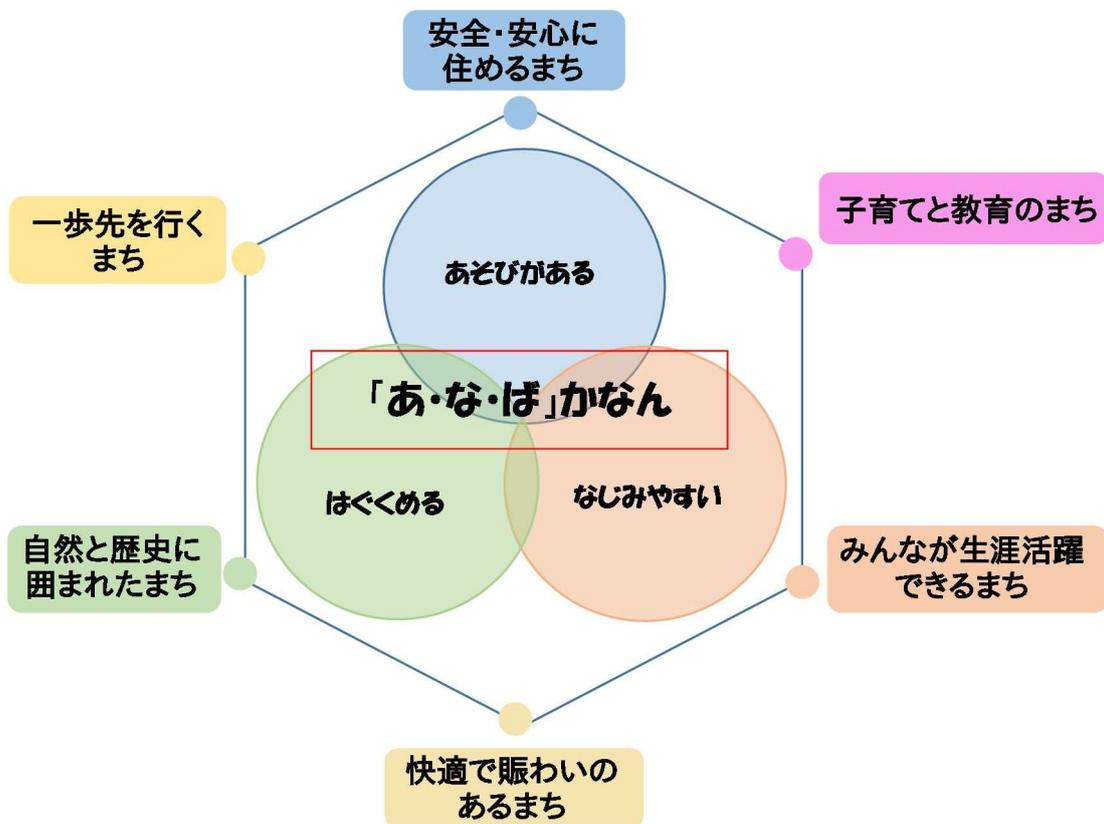
また、町外から本町に転入を希望する人へのアプローチを強化するとともに、転入した人が地域に「なじみやすい」まちづくりを目指します。

## はぐくめる 子どもは夢を持って成長ができる 大人は夢の実現ができるまち

自然と歴史に囲まれた環境で、子どもたちは地域に見守られながら、将来に「ゆめ」をもって成長できる、大人はライフステージに応じて、自分の希望するライフスタイルを実現できる、誰もが「ゆめ」を「はぐくめる」まちを目指します。

## 6つの政策とその方向性

あそびがある・なじみやすい・はぐくめる「来てよし、住んでよしの『あ・な・ぼ』かなん」の実現に向けて、「安全・安心に住めるまち」「子育てと教育のまち」「みんなが生涯活躍できるまち」「快適で賑わいのあるまち」「自然と歴史に囲まれたまち」「一歩先を行くまち」の6つの体系にもとづき、施策を進めていきます。



### 政策No.1 安全・安心に住めるまち

- 激甚化する災害への備えや感染症対策の強化
- 防犯対策や消費者保護の推進

### 政策No.2 子育てと教育のまち

- 安心して子育てができる支援策の充実
- ICTなどの技術を活用した教育環境の充実・改善

### 政策No.3 みんなが生涯活躍できるまち

- 住民の健康維持の支援及び長寿命高齢化に見合った健康寿命の延伸や生活の質(QOL)の向上
- 生涯学習の機会の充実及び地域による独自活動の支援
- 多様な価値観の住民が共存できるまちの実現

### 政策No.4 快適で賑わいのあるまち

- 移住・定住促進
- 大都市近郊の利便性を活かすため、交通網や地域公共交通の整備・改善
- 公共施設の長寿命化など
- 農林業の維持・発展や産業発展に向けた土地利用の見直し

### 政策No.5 自然と歴史に囲まれたまち

- 公園や緑地などの公共空間の整備及び歴史的遺産や景観の保全・活用
- 地球温暖化防止や環境負荷の少ない循環型社会への転換

### 政策No.6 一歩先を行くまち

- 最先端技術の活用による行政の効率化・サービスの向上
- 電子化の推進

## 第2章 人口フレーム(人口ビジョン)

総論

基本構想

基本計画

資料編

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では人口減少がそのまま続けば「人口は急速に減少し、その結果、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国としての持続性すら危うくなる。」と警鐘を鳴らしています。

本町では、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンを踏まえて人口を分析し、河南町ひとづくりビジョン(人口ビジョン)を平成28(2016)年に策定しました。

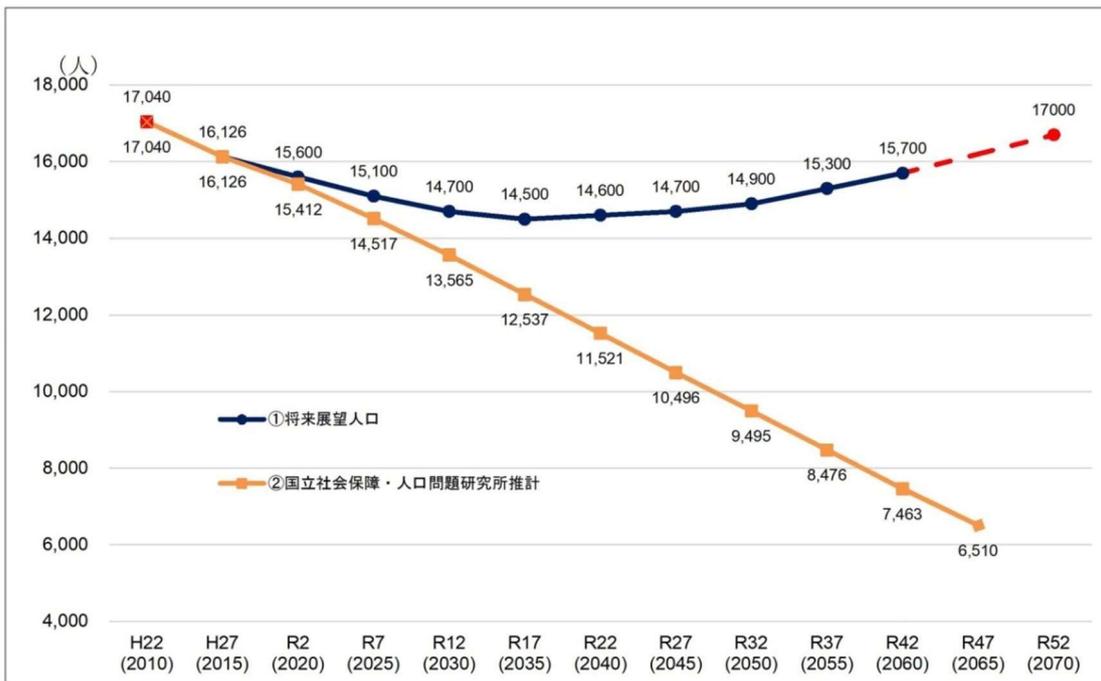
そこで、人口減少に歯止めをかけ地域の活力を維持するため、若者・子育て世代の定住促進や子育て支援施策を推進してきました。

前回のビジョン策定から約5年が経過し、その間に平成27年国勢調査の結果が公表されたことや、直近の人口動態の状況などを勘案するとともに、引き続き、若者・子育て世代の定住促進策を推進することにより、本計画における将来展望人口を令和42(2060)年に15,700人、令和52(2070)年に17,000人とします。



目指すべき将来の方向

〈河南町の将来展望人口:総人口の推計〉



- 将来展望人口:令和52(2070)年に、総人口17,000人
- 合計特殊出生率:令和12(2030)年に1.80、令和22(2040)年に2.07  
に向上
- 人口の定着  
社会増を令和12(2030)年に35人/年程度、その後徐々に増加させ、  
令和22(2040)年に120人/年程度、令和42(2060)年には160人/年  
程度に増加させる。

総論

構想 基本

計画 基本

資料編

## 第3章 将来都市構造

総論

基本構想

基本計画

資料編

本町は、東側に金剛生駒紀泉国定公園に指定された金剛・葛城山脈に連なって田園風景や市街地が広がっています。また、金山古墳や一須賀古墳群、日本遺産となった葛城修験に含まれる平石峠や高貴寺香華畑にある経塚などの歴史的資源に恵まれているほか、文化芸術の拠点となる大阪芸術大学や近つ飛鳥博物館が立地しており、こうした資源を活用しつつ、さまざまな主体と協力しながら、まちづくりを進めていくことが求められています。

あそびがある・なじみやすい・はぐくめる「来てよし、住んでよしの『あ・な・ば』かなん」の良さを伸ばしていくためには、各地域の特性を活かしながら、地域の土地利用の方向を明確に定め適切な規制・誘導が望まれます。

これを基本的な考えとして、まちの骨格を形成する地域形成の基本方向(将来都市構造)を設定し、まちづくりを進めていきます。



本町遠景（町立石川スポーツ公園上空から撮影）

## ① 都市軸(まちづくりの骨格)

将来都市構造においては、広域連携軸と地域連携軸を設定し、それらが交流する接点などにおいて、まちづくりの骨格となる拠点を配置し、各拠点において、それぞれの機能がバランスよく発揮できるよう整備を図ってきました。本計画においては、引き続き、本構造にもとづく整備を進めていきます。

### 【広域連携軸】

広域的な連携軸として、国道及び主要地方道によるまちづくりの骨格形成を図るため、国道309号や主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線などの広域的な機能の充実に努めます。加えて、国道309号や柏原駒ヶ谷千早赤阪線沿いの土地について、第2次産業、第3次産業が展開できる地域となるよう土地利用規制の柔軟化を目指します。

また、大阪市中心部や関西国際空港などと接続し、まちの発展の源となる大阪南部高速道路(大南高)の実現に向けて働きかけを続けていきます。

### 【地域連携軸】

まちづくりの骨格となる広域連携軸を取り巻く補助的な役割を担い、町内の各拠点や集落などを結ぶ道路を、引き続き、地域連携軸と位置付けます。

本町の豊かな自然や歴史、産業などの地域資源を活かした各拠点の整備を進めるとともに、地域公共交通などにより、地域住民の日常生活の利便性やアクセスの向上を図ります。

また、連携軸の結節点においては、交流のためのにぎわいある空間の形成を目指します。

## ② 拠点形成

### 【学術文化交流拠点】

引き続き、大阪芸術大学を本町における学術文化の中心として、町内外への多様な情報発信の拠点とします。

また、地域住民と大阪芸術大学との交流の輪を広げ、町北部の拠点として、生活環境の充実や生活利便性の向上に努めます。

### 【町中心地区】

町役場を中心として、生活利便性の向上や安全・安心な暮らしを実現するための行政、文化をはじめ各種施設の集積を進めてきました。今後は、役割を終えた公共施設跡地の整備を進めることにより、地域公共交通により町北部と南部を連結する拠点としての性質を活かし、生活サービス機能の集約・確保、町内外との交通ネットワークの連結拠点としての整備を図ります。

### 【産業交流拠点】

広域連携軸の結節点付近を中心として、商業施設の集積などの都市機能の充実を図るとともに、新たなブランドを創出する拠点整備を進めます。

また、町南部の拠点として、地域産業との融合を図りつつ、産業振興と都市住民との交流を促進します。

#### 【歴史・観光レクリエーション拠点】

本町にある近つ飛鳥博物館は、令和元年7月に世界遺産に指定された百舌鳥・古市古墳群を含む古墳時代をメインテーマとする施設となっています。このほかにも、町北部には高貴寺、日本遺産となった「葛城修験」の構成文化財のうち2つの経塚(平石峠・妙音菩薩品、高貴寺香華畑・観世音菩薩普門品)、町南部には金山古墳、弘川寺歴史と文化の森などから成る豊かな自然や歴史文化的環境が存在しており、こうした特性を活かして観光レクリエーションを通じた都市住民との交流、産業の発展を目指します。

### ③ ゾーニング

#### 【学術文化居住ゾーン】

大阪芸術大学とその周辺地域一帯は、優れた住環境を創出する、学術文化居住ゾーンとします。

既成市街地において、都市基盤の整備などにより快適な住環境の整備及び各種店舗や作業場が進出できるよう土地利用の緩和を進めるとともに、広域連携軸沿道においては、沿道サービスの立地など、住民の生活利便性の向上に努めます。

周辺の農地については、保全と都市的な土地利用との調和を図ります。

#### 【田園居住ゾーン】

都市近郊農業を中心とした農地が広がる農空間や集落地を中心とした地域、丘陵部に広がる新市街地などを田園居住ゾーンと位置づけ、自然や農業と住民生活が調和したゾーン形成を図ります。役場周辺においては、生活利便性の向上や安全・安心な暮らしを実現するための行政、文化をはじめ各種施設の集積は一定程度進んでおり、今後は、役割を終えた公共施設跡地の整備により、町北部と南部を連結する町全体の拠点の整備を図ります。

農業を通じた地域間交流、農業の生産性向上のための基盤整備を進めるとともに、農産物などのブランド化に取り組みます。山間部の田園風景などは、貴重な景観として保全に努めます。

集落地においては、公共下水道などの生活インフラを維持し、自然や農業との調和を図りつつ、生活環境、美観を充実するとともに、新市街地については、住民協働により良好な住環境の保全と増進に取り組みます。

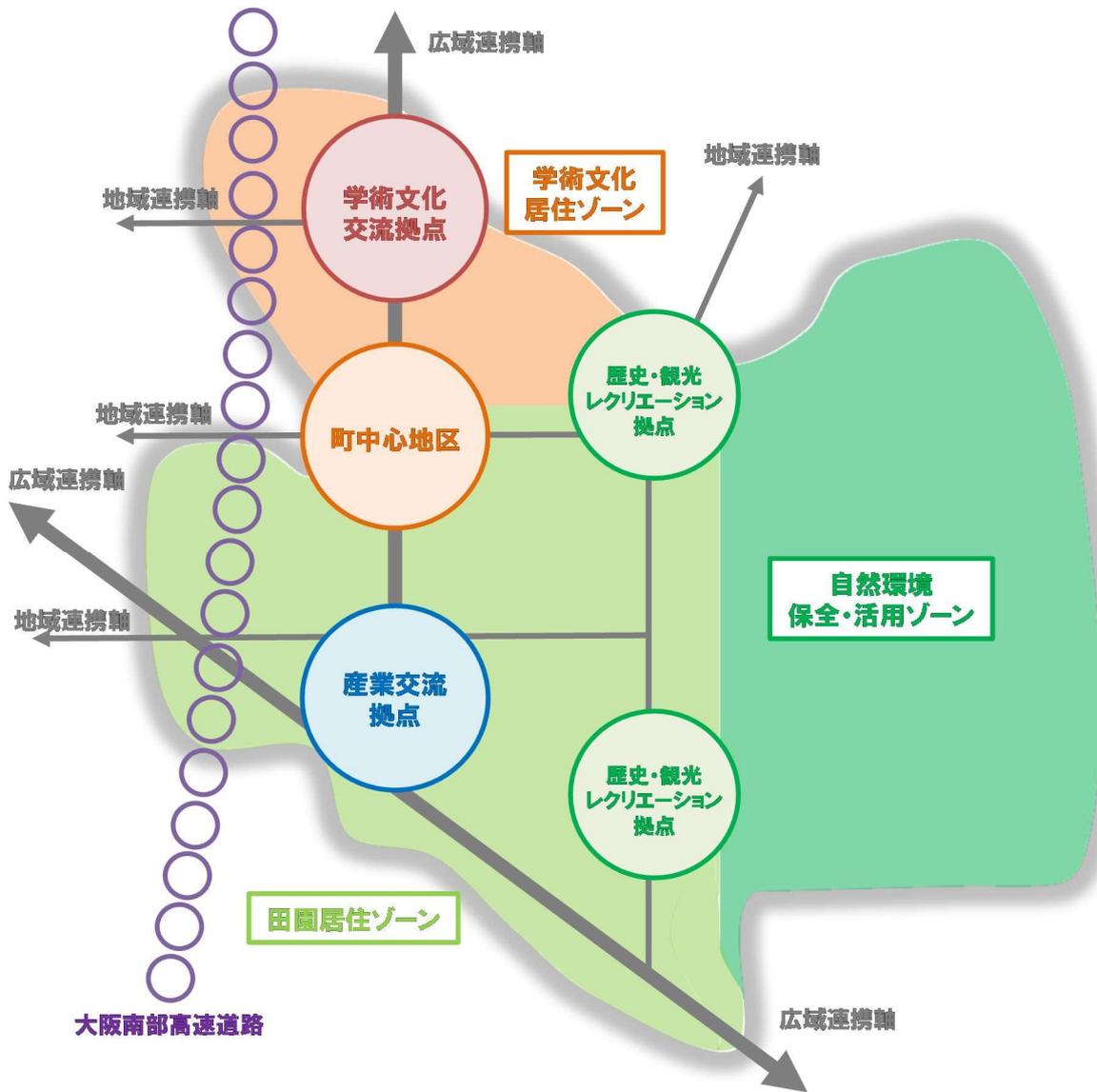
また、広域連携軸の沿道においては、そのポテンシャルを活かし、地域経済の活性化につながる土地利用を推進するとともに、土取り跡地などについては、自然環境に配慮した土地利用の誘導に努めます。

#### 【自然環境保全・活用ゾーン】

金剛・葛城山脈に連なる森林と丘陵部を、みどり豊かな資源、レクリエーションに活用できる自然環境保全・活用ゾーンと位置づけ、自然環境の保全と活用を図ります。

みどり豊かな森林は、その自然環境の保全に努めます。また、豊かな自然や歴史的環境を活かしたレクリエーションや憩いの場の提供と都市住民との交流が図れる土地利用を進めます。

<将来都市構造>



総論

基本構想

基本計画

資料編

## 第4章 施策の体系

総論

基本  
構想

基本  
計画

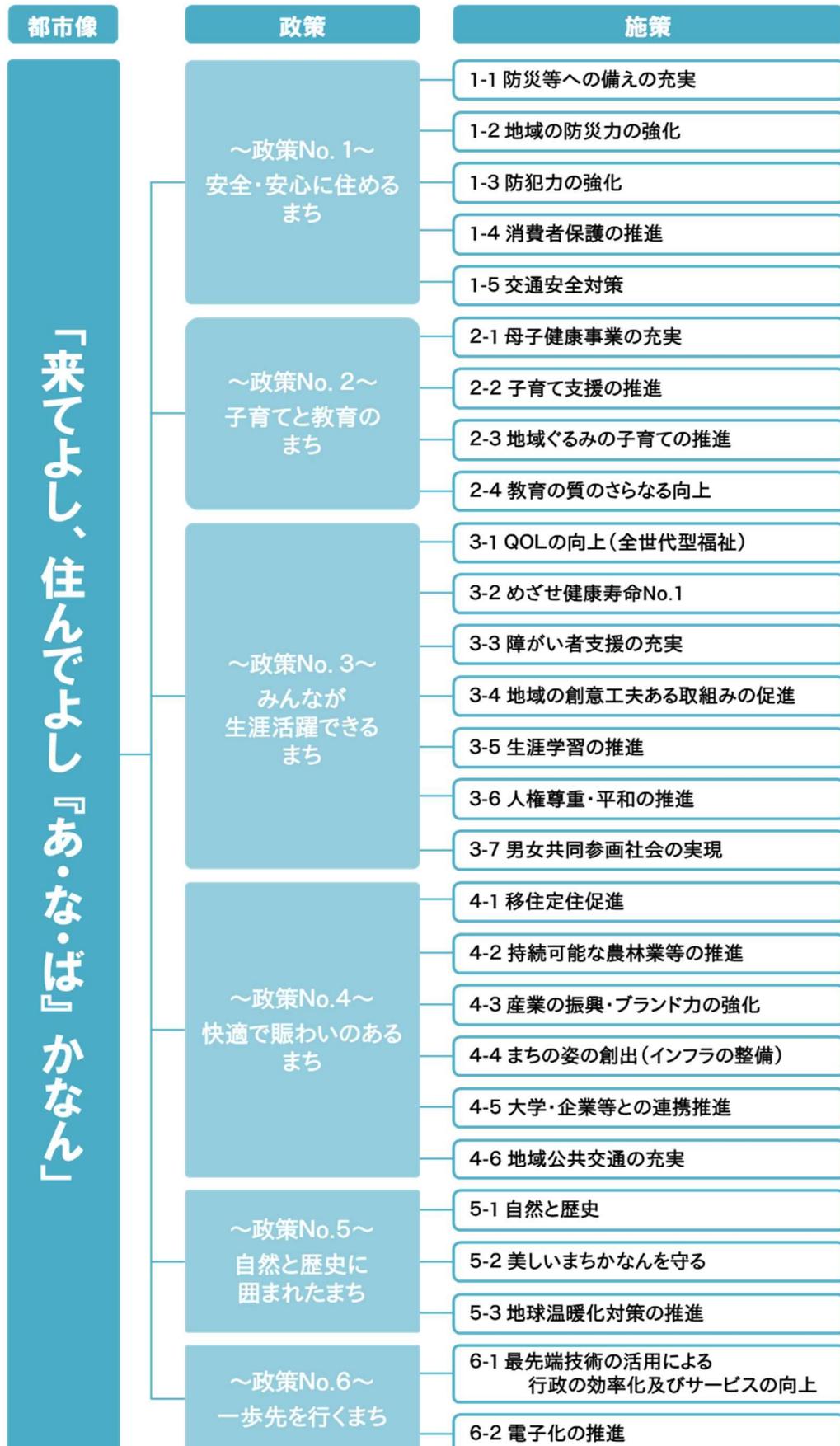
資料  
編

### 政策と施策

まちづくりの目標を実現するため、本計画では、「安全・安心に住めるまち」「子育てと教育のまち」「みんなが生涯活躍できるまち」「快適で賑わいのあるまち」「自然と歴史に囲まれたまち」「一歩先を行くまち」の6つの政策を柱とし、27の施策を基本計画として掲げます。

### 政策・施策の体系

河南町まちづくり計画の中で実現を目指す、まちづくりの目標である「都市像」、その実現のための6つの政策と27の施策の関係性を整理した体系図が次頁となります。



総論

基本構想

基本計画

資料編



## 基本計画

- 政策No. 1  
安全・安心に住めるまち
- 政策No. 2  
子育てと教育のまち
- 政策No. 3  
みんなが生涯活躍できるまち
- 政策No. 4  
快適で賑わいのあるまち
- 政策No. 5  
自然と歴史に囲まれたまち
- 政策No. 6  
一歩先を行くまち



政策No.1

# 安全・安心に住めるまち



## 意義

「あそびがある」「なじみやすい」「はぐくめる」まちの実現のためには、住民も、観光などで本町を訪れる人も、安全に安心して過ごせるまちであることが重要です。



第一に、自然災害の激甚化により、毎年、日本各地で大きな被害が出ています。本町も平成29年の台風21号による土災害により大きな被害を受けました。

こうしたことを踏まえ、これからも災害が発生しにくいまちづくりを進めるとともに、災害に備え、行政と住民を含む幅広い関係者が連携して迅速かつ適切に対応するための取り組みが必要です。

第二に、全国各地で様々な犯罪が発生しています。本町における犯罪認知件数は減少傾向にありますが、犯罪の手口が多様化・巧妙化していることも踏まえ、防犯対策に取り組んでいく必要があります。

第三に、医療体制や感染症対策についても、国や大阪府、近隣市町村と連携しつつ、体制の充実を図る必要があります。特に、感染症対策については、新型コロナウイルス感染症※の拡大によって明らかになった課題を踏まえて、備えを行う必要があります。

第四に、IT化※の進展に伴って、一般消費者が関わる取引の形態も多様化しており、これによって利便性が向上する一方、新たな消費者トラブルが発生しています。消費者が安心して豊かな消費生活を営めるよう、また、消費者が自ら正しい選択を行うことができるように啓発を行うとともに、トラブル発生時の相談などの充実に取り組んでいく必要があります。

※IT化 ……………「Information Technology(情報通信技術)」の略。その推進を指す。  
 ※新型コロナウイルス感染症 …… コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス(ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))による急性呼吸器症候群のこと。

## 取組みの方向性

「安全・安心に住めるまち」を実現するため、以下の施策を展開していきます。

### 安全・安心に住めるまち

1-1 防災等への備えの充実

1-2 地域の防災力の強化

1-3 防犯力の強化

1-4 消費者保護の推進

1-5 交通安全対策

## 目標

「安全・安心に住めるまち」を実現するため、以下の目標達成を目指します。

項目	現状値	目標値
ファイアジュニア、ファイアチャイルドの 育成人数	135人	150人
コミュニティタイムライン <sup>※</sup> の作成支援	6地区	16地区
知能犯 <sup>※</sup> 認知件数	3件	0件

※コミュニティタイムライン ……自治会や小学校区などの小さな区域を対象に、住民や自主防災組織などの防災行動を記載し、主に市町村と地域や住民が一緒に作成する地域のタイムラインのこと。

※知能犯 ……刑法犯を6つに分類した包括罪種のうちの一つのこと。詐欺、横領(占有離脱物横領を除く。)、偽造、洗(とく)職、背任などが該当する。

## 施策 1-1 防災等への備えの充実

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

災害が発生した際には、行政は、地域ごとの被災状況を迅速かつ正確に把握するとともに、避難所の開設、被害状況の把握、被災者の救助など様々な業務を遂行する必要があります。

平時においては、災害時に人命を守るとともに社会の重要機能を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするため、危険箇所の点検・対応、重要インフラ<sup>※</sup>の整備など(地域強靱化)を進めていく必要があります。

加えて、感染症も、大規模災害と並んで地域社会を揺るがしうる脅威であり、感染症の予防や拡大防止にも注力していく必要があります。

#### 【これまでの取組み】

本町では、災害の予兆や発生状況をいち早く把握するとともに、状況に応じて迅速に対応できるよう、近隣市町村との土砂災害情報の相互通報、土砂災害タイムラインの策定といった取組みを進めてきました。災害用備蓄品については、感染症対策の観点から種類を増やすとともに、数量の増加を進めています。

また、土砂崩れなどの危険箇所の改修、トンネルや橋梁の補修・長寿命化、道路の整備・改修などインフラの整備・強化に取り組んできました。

さらに、消防・救急体制については、近隣市町村との連携による広域化を進めてきました。

#### 【課題】

災害の激甚化や近年の被災事例を受け、災害時に求められる対応は変化している一方、無人航空機(ドローン)などの新しい技術も出現しており、こうしたことを踏まえて災害時の対応力の向上に取り組んでいく必要があります。

感染症の予防などについては、新型コロナウイルス感染症への対応の中で明らかになった課題を踏まえて、対応を見直していく必要があります。

※重要インフラ .....他に代替することが著しく困難なサービスを提供する事業が形成する国民生活及び社会経済活動の基盤のこと。「情報通信」「金融」「航空」「空港」「鉄道」「電力」「ガス」「政府・行政サービス(地方公共団体を含む)」「医療」「水道」「物流」「化学」「クレジット」及び「石油」の14分野が特定が特定されている。

また、平時から、土砂災害などの危険個所の把握・改修、道路や橋梁などの各種インフラの整備・長寿命化を進める必要があります。

消防・救急体制については、富田林市に事務委託を行っていますが、消防広域化を近隣市町村との連携によりさらに深めていく必要があります。

## (2) 施策の展開

防災等への備えを充実させるため、以下の取組みを進めます。

### 【災害時の対応力の強化】

- ・河川監視カメラや雨量監視システムなどを活用し、災害発生への早期対応に取り組みます。
- ・無人航空機の活用などにより、災害状況の把握能力の向上を図ります。
- ・近年の災害において認識された課題や感染症対策の観点を踏まえ、町の災害用備蓄物資の更なる充実を図るとともに、迅速な復旧に向けた関係機関との連携・協力及び庁内の体制整備を図ります。
- ・感染症の予防や拡大防止のため、公衆衛生に関する啓発に取り組みます。
- ・消防・救急体制の向上のため、府及び近隣市町村との連携をさらに深めていきます。
- ・災害時の情報連絡が確実に行われるよう、町防災行政無線のデジタル化に合わせ、多メディア連携<sup>\*</sup>や多言語対応を進めるなど、情報伝達ルートが多様化を図ります。

### 【地域強靱化】

- ・一級河川の改修促進や準用河川などの改修、浚渫、ため池の整備により、災害の未然防止、安全性の確保を図ります。
- ・砂防ダムや治山ダム、急傾斜地崩壊危険対策などを通じて土砂災害の未然防止を図ります。
- ・橋梁やトンネルの補修・長寿命化など災害時における交通インフラを守る取組みを進めます。
- ・河南町国土強靱化地域計画<sup>\*</sup>に基づき、危険地域への対応、防災道路の整備促進などを含め、防災対策に総合的に取り組みます。

<sup>\*</sup>多メディア連携 …………… 広告活動の方法のひとつで、複数のメディアにまたがるように広告媒体を組み合わせることで、お互いの弱点を補う手法のこと。

<sup>\*</sup>国土強靱化地域計画 …………… 国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画のこと。

## 施策 1-2 地域の防災力の強化

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

災害発生時に住民の生命を守るためには、行政の取組みのみでは不十分であり、地域の活動が非常に重要です。そのため、地域における防災力を強化するとともに、行政と地域が災害発生に適切な役割分担のもとで協力して行動できるようにしておく必要があります。また、住民一人ひとりによる防災の取組みも重要です。

#### 【これまでの取組み】

本町では、災害時における二次被害の防止や迅速な避難等のため、自主防災組織※の組織化、消防団の強化を図りました。さらに、町全体のハザードマップ※に加えて、地域版ハザードマップ※の策定により地区との危険箇所の共有を図りました。また、住民参加型の防災訓練を行い、行政と地域組織の間の連携向上に取り組んできました。

住民一人ひとりの防災意識の向上のため、住民の防災士資格取得の促進、ファイアジュニアやファイアチャイルドなどの育成、木造住宅の耐震診断、耐震化補助などの取組みを進めてきました。

#### 【課題】

今後も、災害の激甚化などに対応できるよう、地域社会の変化を踏まえつつ、地域における防災力の強化、行政と地域の連携の推進に取り組んでいく必要があります。

消防・救急体制については、水準の向上を図るため、近隣市町村との連携をさらに深めていく必要があります。



コミュニティタイムライン策定打合せ

- ※自主防災組織 …………… 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。
- ※ハザードマップ …………… 災害時に地域の住民の方々がすばやく安全に避難できることを主な目的に、被害の想定される区域と被害の程度などの情報や避難所などの情報を自治体が地図上に明示したもののこと。
- ※地域版ハザードマップ …………… 過去に発生した災害や危険箇所、一時避難所など地域の実情にあわせて作成したハザードマップのこと。

## (2) 施策の展開

地域における防災力を強化していくため、以下の取組みを進めます。

### 【地域の防災力強化】

- ・各地域の自主防災組織について、地域社会の変化を踏まえつつ、災害の激甚化や地域社会の変化に対応できるよう、活動を充実させるための支援を行います。
- ・地域の安全を守る消防団の役割を広く住民に啓発し、消防団員の確保に努めるとともに、団員の資質向上や装備の充実を通じて、消防団の活性化を図ります。
- ・消防団によるAED※を活用した普通救命講習会をはじめとする各種講習会など、消防団による人命救助や応急手当の普及・指導の取組みを支援します。
- ・ファイアジュニア、ファイアチャイルドの育成など、子どものころからの防災意識の向上や知識の習得を支援するための取組みを進めます。

### 【防災関係機関と地域の連携強化】

- ・土砂災害などの発生を想定して、自主防災組織と連携した対応が取れるように、訓練を通じて連携体制の強化を図ります。
- ・土砂災害の危険箇所について、町全体のハザードマップに加えて、地域版ハザードマップを活用することにより、該当地区との間でより詳細について共有を図ります。また、命を守るための事前行動計画として、コミュニティタイムラインの策定を支援し、地区における対応方針を行政と地域が共有します。
- ・避難所について、感染症対策や避難者のプライバシーに配慮するための工夫など、新たな課題を踏まえて、地域と連携しつつ運営方法の見直しを進めます。
- ・防災関係機関や自主防災組織などとの連携強化に努めます。

### 【住民一人ひとりの防災の取組みの支援】

- ・土砂災害特別警戒区域※内にある家屋移転などの助成や木造住宅の耐震化の補助、家具転倒防止器具取付工事費の補助など、個々人による防災の取組みを支援します。
- ・住民の防災意識の向上のため、啓発事業を推進します。

※AED……………自動体外式除細動器の略。心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック(除細動)をあたえ、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器のこと。

※土砂災害特別警戒区域……………急傾斜地の崩壊が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域のこと。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われる。

## 施策 1-3 防犯力の強化

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

犯罪のない安全なまちづくりのためには、地域における防犯意識の高揚と各種防犯対策の充実を図っていく必要があります。

#### 【これまでの取組み】

防犯体制強化のため、他市町村との境界や地区間における防犯カメラの設置、地域が設置する防犯灯や防犯カメラに対する設置費などを一部助成、安全・安心メールの配信などの防犯対策を推進してきました。

また、地域における防犯ボランティア組織により、青色回転灯防犯パトロールや見守り活動など、地域ぐるみの防犯対策も進んできています。

#### 【課題】

犯罪のない安全なまちづくりのためには、今後も警察などの関係機関と連携しつつ、地域による防犯の取組みに対する支援を通じて、地域ぐるみの防犯対策を進めていく必要があります。

### (2) 施策の展開

防犯力を強化していくため、以下の取組みを進めます。

- ・他市町村との境界、地区間の境界に加え、防犯カメラの設置に取り組みます。また、地域による防犯灯や防犯カメラの設置・更新の支援や電気代補助などを通じて、安全なまちづくりを推進します。
- ・小学1年生に防犯ブザー、安全啓発用学用品を配付するなど、子どもを犯罪から守る取組みを進めます。
- ・青色回転灯防犯パトロールなどを行う自主防犯組織を支援し、地域ぐるみの防犯体制の強化を推進します。
- ・安全・安心メールなどを通じて、防犯情報を提供し、防犯意識の高揚を図ります。

## 施策 1-4 消費者保護の推進

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

IT化の進展に伴い、消費生活の利便性が大きく向上する一方、新たな消費者トラブルが増加しています。

また、1人暮らしの高齢者などを標的とした悪質な勧誘、架空請求、振り込め詐欺なども手口を巧妙化させつつ発生し続けており、大きな社会問題となっています。

こうしたことを踏まえ、消費者が自らの判断で正しい選択を行えるよう、消費者への情報提供や啓発活動を続けていく必要があります。

#### 【これまでの取組み】

本町では、ホームページ、パンフレット（消費生活だより）、広報紙の活用や防犯キャンペーンを通じて、多種多様化、巧妙化する悪徳商法や消費者問題について啓発するとともに、消費者団体の支援を行ってきました。また、消費生活相談業務については、従来の大阪府消費生活相談センターが一括して対応する体制から、近隣市町村と共同して独自に消費生活相談業務を実施する体制に移行し、対応の充実を図りました。

#### 【課題】

消費者問題は、これからもますます多種多様になっていくと考えられることから、啓発活動を通じた消費者の方の意識の向上、消費者相談の充実に取り組むことで、消費者保護を推進していく必要があります。

### (2) 施策の展開

消費者保護を推進するため、以下の取組みを進めます。

- ・社会情勢の変化や新しいトピックに応じて、新たな消費者問題が発生し続けることが予想されることから、タイムリーな啓発活動を行います。
- ・消費者問題を防止するため、近隣市町村などと連携して消費生活相談体制の充実に取り組みます。

## 施策 1-5 交通安全対策

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

交通事故を未然に防止するためには、住民の交通安全意識の向上や交通安全施設の整備が必要です。

#### 【これまでの取り組み】

本町では、警察などの関係機関と連携した交通安全運動や啓発活動を通じて、住民の交通安全意識の向上に取り組んできました。

また、歩道の設置やカーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の設置、大宝地域におけるゾーン30※の設定など、交通の円滑化や交通事故の防止に努めてきました。さらに、交通安全施設の総点検を行い、老朽化などに対応した修繕などを行ってきました。

特に、通学路については、「河南町交通安全プログラム」を策定し、警察署や土木事務所などの関係機関と連携してその安全確保に取り組んできました。

#### 【課題】

今後も、関係機関と連携した交通安全運動や啓発活動、交通安全施設の整備・更新を進めることにより、住民の交通安全意識の向上や更なる交通安全の強化に向けた環境整備に取り組んでいく必要があります。

※ゾーン30.....生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として推進している対策のこと。区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、ハンブの設置などの対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制を図る。

## (2) 施策の展開

交通安全の強化に向けて、以下の取組みを進めます。

- ・警察や交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全活動や啓発活動、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室などを通じて、住民の交通安全意識の向上に取り組みます。
- ・カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設について、整備、点検、修繕を進め、交通事故の未然防止を図ります。
- ・通学路について、定期的な点検による危険箇所の洗い出し及び対策を、関係機関と連携して進めます。



政策No.2

# 子育てと教育のまち



## 意義

安心して子どもを生み育てられる「はぐくみやすい」まちを実現することは、地域にとっても活力を維持し続けるために非常に重要です。

しかし、子どもを持つことを希望しながらも、様々な事情により、それを実現できない人々がいると指摘されています。そのため、こうした不安や負担を軽減するための施策を講じていくことは非常に重要です。

第一に、核家族化の進行などの社会変化により、保護者が出産や子育てに関する不安感や負担感を抱え込んで孤立するリスクが増加しています。そのため、保護者が孤立し子育てに行き詰まることがないように、妊娠・子育てに関する不安をケアする仕組み、保護者・子どもの健康維持、保育料や医療費といった子育ての経済的負担の軽減など、各家庭が抱える悩みや課題解決の助けとなるよう、支援を充実していく必要があります。

第二に、社会の変化に伴い、子どもが社会に出るまでに身に着けるべき知識や経験も変化してきています。それに伴い、学校に求められる役割や家庭・地域との役割分担も変化してきています。今後も、それぞれの役割を果たしていくため、より一層、学校、保護者、地域、行政が連携し、教育環境の改善・充実に取り組んでいく必要があります。



町立中村こども園

## 取組みの方向性

「子育てと教育のまち」を実現するため、以下の施策を展開していきます。

### 子育てと教育のまち

2-1 母子健康事業の充実

2-2 子育て支援の推進

2-3 地域ぐるみの子育ての推進

2-4 教育の質のさらなる向上

## 目標

「子育てと教育のまち」を実現するため、以下の目標達成を目指します。

項目	現状値	目標値
自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じる割合（河南町子ども・子育て支援事業計画アンケート）	就学前67.5% 小学生62.1% 中学生53.6%	80.0% 70.0% 60.0%
学校に行くのが楽しいと思う児童・生徒の割合（学校アンケート）	小学生87.6% 中学生90.5%	92.0% 92.0%
学校は子どものことについて相談しやすい雰囲気があると思う保護者の割合（同上）	小学校85.7% 中学校92.4%	94.0% 94.0%
学校給食食材の町内産使用率	34%	35%
学校給食の残食率	11.4%	10%
中学校卒業時における英語検定3級の合格率	37.3%	50%

## 施策 2-1 母子健康事業の充実

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

安心して子どもを育てられる環境の実現のためには、母子が健康を保持できる環境が不可欠であり、行政は各種健診や医療体制の整備など、こうした環境の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

#### 【これまでの取組み】

本町では、妊産婦や乳幼児に対する各種健診の実施により、疾病の予防や早期発見・治療の支援に取り組んできました。

また、保健師や助産師、管理栄養士などによる教室の開催や家庭訪問を通じて、正しい知識の普及や孤立防止に取り組んできました。

さらに、近隣市町村などと連携して小児救急医療体制の整備に努めるとともに、子どもに対する各種予防接種や不妊で悩む住民の特定不妊治療の費用の一部助成を行ってきました。

#### 【課題】

今後も、安心して子育てができるよう、各種健診や保健師などによる啓発や孤立防止、医療体制の整備を進めていく必要があります。

## (2) 施策の展開

母子の健康増進に関する体制を整備・充実させるため、以下の取組みを進めます。

- ・妊婦健診の補助、乳幼児健診の充実に取り組み、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進を図ります。
- ・保健師や助産師、管理栄養士などによる、妊娠、出産、育児期における母子保健教室・講習会の開催や家庭訪問により、育児に関する正しい知識の啓発、育児支援に取り組みます。
- ・近隣市町村と連携しながら、小児救急医療体制の整備・充実を進めます。
- ・乳幼児の予防接種は、医師会と連携して接種費用の助成などの充実に努めていきます。
- ・特定不妊治療などの費用助成などにより、不妊で悩む住民の支援に取り組みます。



1歳6か月健診

## 施策 2-2 子育て支援の推進

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

子育てには、様々な悩みや負担が伴いますが、子どもや家庭の状況に応じて、こうした悩みや負担を軽減・解決する手助けとなる支援を提供することは、「はぐくみやすい」まちを実現する上で非常に重要です。

#### 【これまでの取組み】

核家族化の進展により、子育てについて相談や協力を求められる人が身近にいないケースが増えてきています。こうしたことなどを踏まえ、本町では臨床心理士資格を有する発達相談員の配置、子どもの一時預かりサービスの導入、移動式赤ちゃんの駅の貸出しなどによる保護者の外出支援などの取組みを行ってきました。

また、中村こども園の整備や子育て世代包括支援センター※の設置など、子どもの体力向上への取組みや保育・子育てサービスの充実を図ってきました。加えて、第2子以降保育料無償化、副食費の実質無償化など保護者の経済的負担の軽減にも取り組んできました。

さらに、子どもが安心して治療が受けられるよう、医療費助成制度を、段階的に22歳以下の住民まで拡大してきました。

#### 【課題】

少子化が大きな社会問題となっており、近隣市町村も様々な子育て支援策を講じている中、本町が「はぐくみやすい」まちであり続けるためには、今後も、社会のニーズに合った子育て支援策を講じていくことが重要です。

※子育て世代包括支援センター…妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

## (2) 施策の展開

保護者による子育て負担の軽減を図るため、以下の取組みを進めます。

- ・近年、発達障がいや発達上の問題がある子どもが多くなっていることや家庭環境が多様化していることを踏まえ、臨床心理士による、保護者などが集まる施設への巡回相談やフォロー教室、こども園への巡回指導、地域療育を行う機関への紹介の強化など、子どもの状況に合わせた支援の充実に取り組みます。
- ・教育・保育施設について、自然と調和した環境の実現など充実に努めます。
- ・保育料無償化など保育サービスや幼児教育の利用に関する支援の充実に取り組みます。
- ・子どもの運動能力が低下していることを踏まえ、体育教室やリトミック（音楽遊び）など、幼児段階から運動能力の向上、運動遊びに対する興味や意識を持てる機会の提供に取り組みます。
- ・22歳以下の住民に対して医療費を助成します。



あそびのひろば（おやこ園）

## 施策 2-3 地域ぐるみの子育ての推進

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

核家族化の進展などにより、家庭内で保護者が子育てについて支援を受けられる機会が減少しています。一方、子どもが健全に育つことは、地域全体の未来にもつながることから、子育てについて、地域から様々な支援があることが望ましいと考えられます。

#### 【これまでの取組み】

本町では、子どもと保護者の触れ合いの機会の創設と乳幼児の読書活動を推進する観点から、4か月健診実施時に絵本を配布しています。地域における青少年の見守り活動を支援するとともに、成人祭を開催し、子どもの成人を地域全体で祝福し、進学などで町から転出した子どもたちが地域に戻ってくる機会を提供するなど、地域における子育てを推進しています。

育児不安についての相談指導や情報提供を行うとともに、子育てサークルなどへの支援や地域支援活動を実施してきました。

障がいを抱える子どもや虐待を受けている子どもを早期に把握し、必要な支援を行うため、関係機関によるネットワークを構築するとともに、学校にスクールソーシャルワーカー※を配置するなど、早期発見・早期支援に取り組んでいます。

#### 【課題】

保護者が抱える子育ての不安・負担の軽減や、問題になり得る事例の早期発見・早期対応に向け、地域ぐるみの子育て支援に取り組んでいく必要があります。

※スクールソーシャルワーカー……教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績などがある者のこと。

## (2) 施策の展開

地域ぐるみの子育て支援の充実のため、以下の取組みを進めます。

- ・子育ての様々な悩みや問題に応じた適切な支援を提供するため、子ども家庭総合支援拠点を通じて、各種支援組織の連携の強化に努めます。
- ・育児不安などについての相談指導、子育てサークルへの支援、地域による子育て支援活動により、親子が地域から孤立することを防止し、子育てに関する不安・負担の軽減を図ります。
- ・地域において、放課後や土曜日に親子が参加できる教室を開催するなど、地域の中で親子が触れ合える機会を提供します。
- ・青少年指導員などによる見守りなど、地域ぐるみでの子どもの育成の取組みを支援します。



地域ボランティアによる読み聞かせ

## 施策 2-4 教育の質のさらなる向上

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

更なる国際化やICT※化の進展といった社会構造の変化により、子どもたちが身に着ける必要がある知識・経験は変化しています。これに伴い、学校に期待される役割も変化していることから、これに対応できるよう、学校における教育の質の向上に取り組んでいく必要があります。

#### 【これまでの取組み】

本町では、少子化に対応するため、小学校2校、中学校1校の体制を整備し、適正な学校規模を維持し、教育活動を行える環境を構築しました。

子どもが生きた英語に触れる機会を持てるよう、小中学校に外国語指導助手(ALT)※を配置するとともに、英語検定の活用など英語学習の意欲向上に取り組んできました。

さらに、子どもの学習意欲向上のため、各種コンクールへの参加、学校図書館のサービスの向上などに取り組んできました。

学校に介助員を配置するなど、支援が必要な児童生徒が就学できる環境の整備に取り組んできました。

学校給食センターでは、食育※の推進の一環として、地産地消の取組みを行っています。町内産の食材を使用することによって、児童生徒が地域の産物・食文化や食に関する歴史などを理解し、食生活・食習慣の大切さを学ぶことができるように取り組んできました。

また、魅力ある献立づくりのため、児童生徒から募集献立の実施、郷土料理や旬の食材を取り入れた行事食(お月見など)の提供などにより、残食率の改善に取り組んできました。



ALTによる授業

※ICT.....Information & Communications Technologyの略。情報通信技術のこと。  
※外国語指導助手(ALT).....Assistant Language Teacherの略。市町村が外国語教育を充実させるために、外国から招いて中学校などへ派遣している青年のこと。地域での国際交流を推進する目的もある。

## 【課題】

今後も、国際化やICT化の進展を含め、社会環境の変化に対応して、子どもたちがそれぞれの良さや可能性を伸ばしつつ、必要な知識・経験を身に着けられるよう、ソフト・ハードの両面から教育環境の整備・充実に取り組んでいく必要があります。

## (2) 施策の展開

教育の質のさらなる向上に向けて、以下の取組みを進めます。

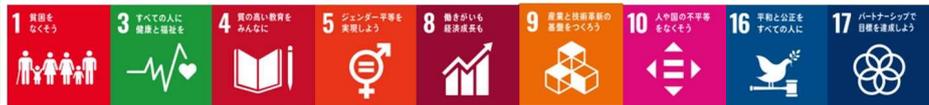
- ・ネイティブスピーカーであるALTの更なる活用、英語のカリキュラムの充実、英語検定の活用など、児童生徒が「使える英語」力を身につけられるような取組みを進めます。
- ・支援が必要な児童生徒も適切な支援の下で就学できるよう、環境の整備を進めます。また、教育支援センターによる不登校児童生徒に対する支援・指導を充実させます。
- ・Society5.0※時代を担う人材の育成や多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを学校現場で実現するため、児童生徒に対する1人1台端末の導入やICT環境の整備に取り組めます。
- ・学校図書館における司書による指導や、各種コンクールへの応募機会の提供など、意欲のある子どもたちの自己学習を応援します。
- ・給食における町内産の食材の使用や児童生徒の意見を取り入れた献立の工夫などにより、食育の推進や残食率の改善に努めます。
- ・施設の長寿命化やスクールバス運行など、質の高い教育を支えるのに必要な教育の周辺環境の整備に取り組めます。

※食育……………自らの食について考える習慣や、食に関する様々な知識と食を選択する判断を楽しく身につけるための学習などの取組みのこと。

※Society5.0……………サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

政策No.3

みんなが生涯活躍できるまち



意義

地域が活力をもって、発展し続けるためには、様々な個性を持った住民一人ひとりが生涯にわたって活躍し続けられることが重要です。

平均寿命が伸びるなか、生涯にわたって活躍できるまちを実現するためには、健康寿命※を延ばす取組みや要支援・要介護の状態となった人が可能な限り自立した生活が送れるようにすることが重要です。

障がいのある人も可能な限り自立した生活を送るとともに、積極的に社会参加ができるようバリアフリー化などの社会インフラの整備、各種支援の充実に取り組んでいく必要があります。

住民による生涯活躍の実現のためには、生涯学習※の取組みが重要です。社会情勢の変化や技術革新、住民一人ひとりのライフステージに応じて、ニーズは変化していくことから、住民が自己実現のために必要な知識を習得できるあらゆる機会や手段を増やしていくことが求められます。また、地域における自主的な活動に取組みやすい環境の整備を、進めていく必要があります。

価値観の多様化が進む中、住民が自らの価値観を理由として差別を受けることがない社会の実現、男女共同参画社会※の実現も、安全・安心に住めるまちには必要です。さらに、いじめや虐待などを防止するための啓発活動や、早期発見・早期対応も重要です。



巡回ラジオ体操・みんなの体操会（総合運動場）

※健康寿命.....WHOが提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。  
 ※生涯学習.....学習者の自由な意思に基づいて、それぞれに合った方法で生涯にわたって学習していくこと。  
 ※男女共同参画社会.....男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うべき社会のこと。

## 取組みの方向性

「みんなが生涯活躍できるまち」を実現するため、以下の施策を展開していきます。

みんなが生涯活躍  
できるまち

3-1 QOLの向上(全世代型福祉)

3-2 めざせ健康寿命No.1

3-3 障がい者支援の充実

3-4 地域の創意工夫ある取組みの促進

3-5 生涯学習の推進

3-6 人権尊重・平和の推進

3-7 男女共同参画社会の実現

総論

基本  
構想

基本  
計画

資料編

## 目標

「みんなが生涯活躍できるまち」を実現するため、以下の目標達成を目指します。

項目	現状値	目標値
健康な高齢者の割合 ※65歳以上人口のうち要介護2～5の認定者数を除いた割合	男性92.8% 女性87.7%	男性93.5% 女性88.7%
高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合	18.6%	21.0%以内
特定健康診査受診率	41.8%	65.0%
図書館の利用者数	21,294人	23,400人

## 施策 3-1 QOLの向上(全世代型福祉)

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

地域の中で住民が生き生きと暮らしていくためには、行政、地域、住民が協働して、地域の総合的な福祉の推進に取り組んでいく必要があります。

また、高齢化が進展する中、健康寿命を延ばすことに加えて、日常生活において支援や介護が必要となった人が、適切な支援や介護を受けることで、できる限り自立して快適な生活が送れるようにしていくことも重要です。

#### 【これまでの取り組み】

本町では、社会福祉協議会に各種支援施策のコーディネーター的役割を担うコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の要援護者などの福祉の向上に取り組むなど、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの福祉団体と連携して、地域ニーズにあったサービスの充実に取り組んできました。

さらに、要支援者、要介護者に対しては、ケアマネジメントを通じて適切な支援・介護サービスが受けられるよう対応するとともに、サービスの充実に取り組んできました。

加えて、社会的にも大きな関心を集めている認知症の人については、認知症初期集中支援チームを設けて、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を進めています。

#### 【課題】

社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの福祉団体と連携し、高齢化の進展などによる地域のニーズの変化を踏まえつつ、住民が生き生きと生活できるよう地域福祉の充実に取り組んでいく必要があります。

## (2) 施策の展開

QOL<sup>※</sup>の向上(全世代型福祉)を目指して、以下の取組みを進めます。

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと生活できるよう、地域福祉計画に基づき、総合的に地域福祉活動を推進します。
- ・住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を構築し、関係機関が連携して、個人の状況に応じた支援を提供できる体制を整備します。
- ・利用者のニーズにあったサービスを提供できるよう、介護サービスの充実に取り組めます。
- ・介護教室の実施など、家族介護者に対するサポートの充実に取り組めます。
- ・認知症の人に関して、認知症サポーターの養成、相談機能などの強化、家族に対するサポートの充実などを図ります。
- ・住民が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続していくことができるよう、相談体制の整備や成年後見制度の活用支援などの権利擁護に取り組めます。
- ・社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの福祉団体と連携して、地域のニーズにあったサービスの充実に取り組めます。

※QOL .....「Quality of Life」の略。一個人が生活する文化や価値観のなかで、目標や期待、基準、関心に関連した自分自身の人生の状況に対する認識のこと。

## 施策 3-2 めざせ健康寿命No.1

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

平均寿命が伸びる中、住民が生き生きと生活し、地域の活力を保つためには、日常生活を問題なく送れる期間、いわゆる健康寿命を延ばしていくことが重要です。そのためには、住民が健康保持を意識した生活を送ることを促進するとともに、介護予防に取り組むことが重要です。

#### 【これまでの取り組み】

本町では、健康診査や健康教室、予防接種などを通じて、疾病の予防や早期発見、壮年のうちからの健康維持の促進に取り組んできました。

また、かなん健康マイレージ事業や高齢者向けの各種スポーツ大会など、住民の運動の機会を増やすための取り組みを進めてきました。

その他にも、介護予防に関する啓発や、介護予防プログラム<sup>※</sup>の充実に取り組んできました。

#### 【課題】

高齢化が進む中で、地域の活力を維持していくためには、元気のある高齢者を増やすことが重要であり、健康寿命の延伸を目指していくことが重要です。



いきいき百歳体操

<sup>※</sup>介護予防プログラム………高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行う取り組みのこと。

## (2) 施策の展開

健康寿命No1を目指して、以下の取組みを進めます。

- ・グラウンドゴルフなどの高齢者向けの各種スポーツ大会の開催や百歳体操の普及など、特に高齢者の運動の機会を増やす取組みを進めます。
- ・高齢者の生きがいづくりや子どもの社会性の向上のため、世代間交流を推進します。
- ・健康教育、健康相談の充実やかなん健康マイレージ事業の強化など、より多くの住民に健康を意識した生活を促すための取組みを進めます。
- ・健康診査の受診率の向上など、疾病の早期発見・早期治療に向けた取組みを進めます。
- ・各種疾病の予防のため、医師会と連携して予防接種の接種費用の助成などの充実に努めます。
- ・食の大切さや食文化などについては幅広い年代に知識の啓発を図ります。
- ・介護予防の知識の普及啓発、介護予防プログラムの充実など、地域における介護予防推進の取組みを進めます。
- ・高齢者に対する保健事業と介護予防事業を一体的に実施することにより、高齢者の心身の多様な課題に対して、よりきめ細やかな支援の実現を図ります。
- ・こころの病気についての知識の普及啓発や関係機関と連携した自殺対策に取り組めます。

## 施策 3-3 障がい者支援の充実

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

「なじみやすい」まちの実現のためには、障がいのある人も含めて、すべての住民が1人の人間として尊重され、可能な限り自立した生活を安心して送れるような環境を実現することが重要です。

#### 【これまでの取り組み】

本町では、障がいのある人の社会参加を促進するため、公共施設や公園などのバリアフリー化、道路における安全確保などの対策を進めてきました。

また、障がいの状況を考慮し、ニーズにあったケアを受けられるよう、早期療育の充実、学校における教職員の資質向上などに取り組んできました。

さらに、障がいのある人の雇用の場の拡大に向け、事業者への啓発や福祉作業所の補助などを行っています。

加えて、障がいの程度に応じた福祉サービスを受けられるよう、相談支援事業、在宅・通所サービスの充実、移動支援対策の展開などにも取り組んでいます。

#### 【課題】

障がいのある人も、地域の一員として、可能な限り自立した生活を安心して送れるよう、インフラの整備、雇用の確保、医療・福祉サービスの充実など、多岐にわたる取り組みを進めていく必要があります。

## (2) 施策の展開

障がいのある人が、可能な限り自立した生活を安心して送れるよう、以下の取組みを進めます。

### 【社会インフラの充実】

- ・公共施設や公園について、障がいのある人が利用しやすいよう改善すべき点がないかを点検し、改善に取り組みます。
- ・歩道の段差解消や点字ブロックの設置など、道路における安全確保対策を進めます。

### 【障がい者向けのケアの充実】

- ・各種健康診査などを通じて障がいの早期発見に努めるとともに、必要なサポートの提供を図ります。
- ・発達障がいを含め、障がいのある子どもや保護者のニーズを的確にとらえ、障がいの状況に応じた療育サービスの提供に取り組みます。また、義務教育課程における支援学級や交流教室におけるサポートの充実に取り組みます。

### 【障がい者雇用の拡大】

- ・労働関係機関などと連携しつつ、企業や住民に対して障がい者雇用に関する啓発や各種雇用支援制度の周知を行うとともに、希望や能力、適性を十分に活かし、障がいの特性に応じた就労支援に取り組みます。
- ・福祉作業所や授産施設の活動を支援します。

### 【保健・医療・福祉サービスの充実】

- ・障がいのある人に対して適切な自立支援サービス、医療などの充実を目指します。
- ・ガイドヘルプやショートステイ、地域活動などの支援、住宅のバリアフリー化の補助、日常生活用具の給付など、障がいのある人が自立した生活を送れるよう支援に取り組みます。
- ・障がいのある人や家族の経済的負担を軽減するため、医療費助成や各種給付制度の充実について、国や府に働きかけます。

## 施策 3-4 地域の創意工夫ある取組みの促進

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

住民一人ひとりが活躍できるまちを実現するためには、地域や住民の活動が非常に重要です。そのため、地域や住民が活動しやすい環境の整備や各種支援に取り組むことにより、かなんまちづくり基本条例にもとづく住民との協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。

#### 【これまでの取組み】

本町では、地域コミュニティの核となる地区集会所について、地域の活動を支えるため整備や機能の充実などを進めてきました。

また、住民の自主的な活動を支援するため、自治会、老人クラブ、文化協会、体育協会などによるイベントや各種活動を支援しています。加えて、公民館や総合体育館、学校体育施設の貸出しなど、こうした活動の場所を提供しています。

#### 【課題】

住民が、自ら地域に必要と考える取組みを行っていくことは、住民一人ひとりが活躍できるまちの実現にとって不可欠であり、こうした取組みを最大限支援していく必要があります。



## (2) 施策の展開

地域の創意工夫ある活動を支援するため、以下の取組みを進めます。

- ・地区の集会所については、経年劣化が進んでいることから、長寿命化や改修を順次進めます。
- ・自治会をはじめとする地域コミュニティによる地域活性化の取組みを支援します。
- ・各種団体が自立的に地域の実情にあった活動を展開できるよう、支援していきます。



## 施策 3-5 生涯学習の推進

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

平均寿命が伸びるとともに、社会経済情勢の変化や技術革新が進む中では、住民の学びに対するニーズは多様化し、新たに身に着けることが望ましい技術(スキル)も増加しています。快適で充実した生活を送ることができる環境を実現するためには、生涯学習の機会を充実させることが求められます。

#### 【これまでの取組み】

本町では、住民の生涯学習活動を支援するため、スポーツ教室や歴史・文化・芸術講座について、住民のニーズに対応できるよう内容を見直しながら開催するとともに、体育施設の整備や図書館の蔵書の充実にも取り組んできました。

また、大学や博物館などと連携し、専門的な内容を含む講座を提供するなど、学び直し、生涯学習に対する幅広いニーズに対応するべく、取組みを進めてきました。

さらに、グローバル化が進展していく中、本町でも児童生徒を対象として国内外での英語研修など、国際化に対応した取組みを進めています。

#### 【課題】

今後も自己の目標達成や夢の実現、快適で充実した生活のため、生涯学習の必要性・ニーズはともに増加していくことが予想されます。そのため、大学や博物館などとの連携による各種教室の内容の充実、体育施設の整備、公民館・図書館活動の充実などを通じて、住民の生涯学習の取組みを支援していく必要があります。

## (2) 施策の展開

住民自身による生涯学習の主体的な活動を支援するため、以下の取組みを進めます。

- ・大学、博物館、企業と連携して、スポーツ教室や歴史・文化・芸術講座の内容の充実・多様化を図ります。
- ・体育施設の整備など、住民がスポーツに親しみやすい環境作りを進めます。
- ・図書館の蔵書、デジタル資料の充実や図書の検索・予約システムの普及など、図書館の利便性向上及び読書の普及・啓発に取り組みます。
- ・住民に対して、ホームページや広報紙、SNS\*など、多様なチャネルを通じた、生涯学習に関する情報の提供を進めます。
- ・地域における生涯学習のための主体的な取組みの支援を進めます。
- ・社会教育における英語学習プログラムの充実を図るなど、外国の文化などを学ぶ機会の提供に努めます。



町立図書館

※SNS.....Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)のこと。

## 施策 3-6 人権尊重・平和の推進

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

憲法では、人が生まれながらに持っている誰からも侵されない権利として、国民の基本的な人権が保障されています。

しかし、今もなお、誤った知識や偏見にもとづく差別、いじめや虐待、家庭内暴力、インターネットやSNS上の誹謗中傷など、様々な人権侵害が繰り返されています。

住民が安心して生活していくためには、こうした人権侵害をなくしていくことが不可欠であり、本町としても取組みを進めていく必要があります。

#### 【これまでの取組み】

本町では、平成6年に「人権擁護都市宣言」を行い、一人ひとりの人権が尊重されるまちを目指し、関係機関・団体と連携して、人権教育や啓発活動を推進してきました。

また、「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」(昭和59年)、「非核平和都市宣言」(平成元年)を行い、平和の推進にも取り組んできました。

#### 【課題】

今後も、関係機関や団体と連携して、人権侵害の態様の多様化に対応できるよう、人権教育や啓発活動に取り組み、住民の人権意識の向上を図っていく必要があります。また、平和の尊さや戦争の悲惨さを学ぶ場をつくり、平和意識の高揚に努めていく必要があります。

また、LGBT\*など性的マイノリティの人に対する配慮なども課題となっています。

※LGBT.....LGBTとは、Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとって組み合わせた言葉のこと。性的少数者(セクシャルマイノリティ)を表す言葉としても使われます。

## (2) 施策の展開

住民一人ひとりの人権意識や平和意識の向上を目指して、以下の取り組みを進めます。

### 【人権教育や啓発の推進】

- ・人権の尊さや差別、偏見に対する正しい理解と認識を深めるよう、人権をまもる会と連携し、人権を尊重する社会の実現に向けた啓発活動に取り組むとともに、学校教育や社会教育において、人権の大切さを学ぶ人権教育を推進します。
- ・国、府などと連携し、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めていくことにより、性的マイノリティの人々に対する誤解や偏見をなくし、だれもが自分らしく生きることができる社会の実現を目指します。
- ・人権啓発冊子や広報紙などを通じて、人権意識の醸成に取り組みます。

### 【人権擁護施策の推進】

- ・人権相談の充実を図るとともに、人権擁護委員などと連携しながら、人権侵害に対する救済と保護に努めます。
- ・いじめや虐待など子どもの人権侵害の防止に向けた取り組みを推進します。
- ・児童生徒の思いやりの気持ちを育むため、命の大切さや悩みを分かち合う大切さの指導やSOSの出し方教育を行い、こころの健康づくりを推進します。
- ・高齢者や障がいのある人などの人権擁護や虐待防止に向けた取り組みを推進します。
- ・SNS上における誹謗中傷など、多様化する人権侵害について、積極的に対応を進めます。

### 【平和の推進】

- ・非核平和の尊さについて、住民一人ひとりが認識できるよう、講演会や展示会などの活動を通じて、広く住民に訴えていきます。

## 施策 3-7 男女共同参画社会の実現

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

少子高齢化の進展や人口減少社会の始まりなど、社会経済情勢は大きく変化しています。こうした中、豊かで活力ある地域社会を築くためには、すべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

#### 【これまでの取組み】

本町では、平成25年に河南町男女共同参画推進条例を制定し、「かなん男女共同参画プラン」(第2期)に基づき、女性相談業務の実施、各種講座や男女共同参画ニュースなどによる啓発活動など、男女共同参画を進展させるための取組みを進めてきました。

また、ドメスティック・バイオレンス※(DV)やセクシャルハラスメント※の防止や早期発見・支援にも取り組んできました。

#### 【課題】

今後も、家庭、地域、職場など、あらゆる場において一層の意識改革を図って住民一人ひとりの男女共同参画社会に対する認識を深めるとともに、DVやセクシャルハラスメントに対する対応にも、取り組んでいく必要があります。

※ドメスティック・バイオレンス……配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から繰り返し振るわれる暴力のこと。形態は身体的、性的、精神的な攻撃を含むものに分けられる。

※セクシャルハラスメント……性的いやがらせ。職場や学校などで、相手の意に反して性的なことばや行為を使い、不快・苦痛な状態に追いこむこと。



政策No.4

快適で賑わいのあるまち



意義

住民が快適な生活を送るためには、地域にあったインフラの整備や産業の発展が重要です。道路網の整備・強化や地域公共交通、公共施設や下水道などのインフラの整備や本町の主要産業である農業の持続的発展は、「あそびがある」「なじみやすい」「はぐくみやすい」まちづくりの基礎となるものと考えられます。そのため、都市計画マスタープラン※に基づき、こうした都市基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。

本町の主要な道路としては、南西部にある国道309号、南北に走る主要地方道※柏原駒ヶ谷千早赤阪線、町外との連絡路となっている主要地方道富田林太子線、府道上河内富田林線、竹内河南線及び富田林五条線などがあります。さらに、集落間をつなぎ、通勤通学などに使われる生活道路として町道を整備しています。こうした道路について、交通量や用途に見合った幅員や歩道の整備を推進するとともに、橋梁などの長寿命化や老朽化した箇所を更新を適切に行うことで、道路ネットワークの整備・改良に取り組んでいく必要があります。



国道309号線（神山）

※主要地方道……………主要な地方的幹線道路網を構成し、国が特に整備を進める必要があると認め、特別に国土交通大臣が指定する主要な都道府県道、市道のこと。  
 ※都市計画マスタープラン……………都市計画法第6条の2に規定される「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的観点から、都市計画の基本的な方針を定めるものこと。

また、高齢化が進展するなかで、自ら運転ができなくなった住民も道路ネットワークを活用して外出・活動できるよう、地域公共交通の整備を進めてきました。

さらに、本町は大阪市から25km圏内に位置している一方、高規格幹線道路※がなく、その地理的メリットを活かしきれしていないことから、近隣市町村と連携して、大阪南部高速道路(大南高)の実現を目指していく必要があります。

また、総合体育館や公民館などの公共施設については、省エネやバリアフリーなどへの対応を進めるとともに、経年劣化が進行していることから、長寿命化や補修対応を行っていく必要があります。

産業面では、農業は本町の主要産業ですが、担い手の減少や高齢化が進んでいます。本町は大阪市などの大消費地の近郊にあるという立地を活かして、農業基盤整備、農産物のブランド化、農地の利用集積などを通じて、稼げる農業を推進し、新たな担い手が参入しやすい環境を整備し、農業の振興を図っていく必要があります。



※高規格幹線道路……………高規格道路の一種で、全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路のこと。高速自動車国道、京奈和自動車道、一般国道の自動車専用道路などからなる。

## 第3部 基本計画

総論

構想 基本

計画 基本

資料編

また、本町は面積の約5割を森林が占めています。森林は、地球温暖化防止、土砂崩れ防止や河川への流量の平準化などの防災面、水源の涵養など、様々な機能を果たしており、森林のこうした機能を維持するためにも、林業の振興を図っていく必要があります。

商工業については、町内での就業機会の確保と地域の活性化を図るため、産業の育成・企業誘致などに取り組む必要があります。

下水道については、計画区域内の面的整備は概ね終了していますが、今後も、整備や維持管理を適切に進めていく必要があります。

さらに、移住定住や産業振興など町のまちづくりと整合するよう、都市的土地利用と農業的土地利用の調整を行い、土地利用のあり方を誘導していく必要があります。



道の駅かなん

## 取組みの方向性

「快適で賑わいのあるまち」を実現するため、以下の施策を展開していきます。

快適で賑わいのあるまち

4-1 移住定住促進

4-2 持続可能な農林業等の推進

4-3 産業の振興・ブランド力の強化

4-4 まちの姿の創出(インフラの整備)

4-5 大学・企業等との連携推進

4-6 地域公共交通の充実

## 目標

「快適で賑わいのあるまち」を実現するため、以下の目標達成を目指します。

項目	現状値	目標値
20、30代の転入者数	266人	300人
道の駅かなんの販売額	2.8億円	3.3億円
ふるさと納税による地域経済貢献額	145万円	230万円
農業産出額	8.3億円	9.0億円
コミュニティバス等の利用者数	46,585人	60,000人

## 施策 4-1 移住定住促進

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

本町では、平成17年をピークに人口が減少しています。我が国全体としても人口減少が進んでおり、今後も人口減少が継続していくことが想定されます。しかしながら、地域のコミュニティを維持し、活力あるまちであり続けるためには、子育て支援に加えて、移住定住を促進することにより、本町の人口減少を抑制していくことが重要です。

#### 【これまでの取組み】

本町では、定住促進策として、子育て世帯を対象とした幼児教育・保育の第2子以降の保育料無償化、22歳までの医療費助成など、総合的な子育て支援策を展開するとともに、若者の定住志向を高めるため、Uターンの支援策について三世代同居・近居する場合に補助金を支給し、子育て世代の本町への移住・定住を促進する取組みを進めてきました。

また、近年、増加している空き家を活用するため空家バンク※を設置して空き家情報の提供を行うほか、衣食住の整ったまちづくりを進めることを通じた暮らしやすいまちの実現を目指し、地区計画制度※などの活用により地域の賑わい創出に向けた取組みを進めています。

#### 【課題】

一時期に比べて、本町人口の社会減は小さくなりつつありますが、本町に子育て世代を呼び込んで地域の賑わいを維持するためには、子育て支援策とともに、本町に移住する人を増やすための取組みを続けていく必要があります。

※地区計画制度 …………… それぞれの地域特性や住民の意見をふまえたうえでまちづくりの方針をたて、細街路や小公園の配置、建物の用途やデザインなど、きめこまやかな制限内容を決める制度のこと。

※空家バンク …………… 空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供する仕組みのこと。

## (2) 施策の展開

本町に移住・定住する人を増やすため、以下の取組みを進めます。

- ・本町への移住・定住する人に対する支援の充実を図ります。
- ・使われていない家屋の活用を進めるため、空家バンクへの登録・活用の促進や所有者や移住希望者の支援などを通じて、空き家の有効活用と移住希望者の増加を図ります。
- ・より一層の移住・定住を促す観点から、働く場の創出、快適な生活環境、買い物の利便性向上など、住みやすい環境の整備を進めます。
- ・子育てを支援するための各種施策に取り組めます。
- ・移住希望者が、町内で生活をセットアップするために必要な支援を一元的に行う窓口を設置します。
- ・より多くの人に本町を移住先としてアピールするため、情報発信の強化を図ります。

## 施策 4-2 持続可能な農林業等の推進

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

農業は、本町の主要産業であり、大都市近郊にあるという特長を活かして、農業の振興を図ることが重要です。一方、農業従事者の高齢化や担い手の減少が進んでおり、遊休農地や耕作放棄地も増加傾向にあります。そのため、稼げる農業の実現に向けた取組みや新規就農者の支援などが必要です。

また、林業については、木材価格の低迷や担い手不足など、依然として厳しい状況が続いていますが、多目的な機能を果たす森林の保全という重要な役割を担っており、林業の振興を行っていく必要があります。

#### 【これまでの取組み】

本町では、災害対策の観点も含め、土地改良事業や農地開発、農道整備など、農業生産基盤の整備を進めるとともに、遊休農地の活用、新たな担い手の育成などに取り組んできました。また、農村活性化センター（道の駅かなん）を拠点に都市住民との交流を進めるための地場産の農作物の販売を行うとともに、農産品のブランド化や農業加工品の開発にも取り組んでいます。さらに、棚田地域振興法にもとづく指定棚田地域※の指定を白木地域で受けました。

林業については、造林事業の支援を行うなど、振興に努めてきました。加えて、農業、林業ともに、その多面的機能に着目した支援も行っています。

#### 【課題】

農業については、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加が続いているため、農業経営の安定に向けた支援や農地の保全、新たな担い手の育成に取り組んでいく必要があります。

また、林業についても、厳しい状況が続いており、森林の保全や林業の振興に取り組んでいく必要があります。

※指定棚田地域……………昭和25年2月1日時点の市町村の区域で、勾配が20分の1以上の棚田が1ha以上ある地域の中から、都道府県の申請に基づき、国が指定するものこと。

※スマート農業……………ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現するなどを推進している新たな農業のこと。

## (2) 施策の展開

持続可能な農林業を推進するため、以下の取組みを進めます。

### 【継続的な農業経営の支援】

- ・ほ場整備の事業化を進めることにより、農業の生産性の向上を目指すとともに、営農経費の軽減、農地の利用集積、担い手農家の確保などにより、農業経営の安定化を図ります。
- ・農道、水路など農業生産基盤の改修に取り組むとともに、受益者らによる補修などを支援します。
- ・有害鳥獣の捕獲や資機材の購入、防止柵の設置の支援など、農作物の獣害防止を推進します。
- ・各地区において、人・農地プランを作成し、農地の利用集積・集約化を一体的に進めていきます。
- ・農空間の保全や農地の多面的機能を維持するため、地域が行う農地、水路などの管理・保全のための取組みを支援します。特に、棚田地域振興法による指定棚田地域については、重点的に営農活動を支援します。

### 【新たな担い手の育成】

- ・新規就農者に対して、就農前の技術研修や就農直後で収入が不安定な時期の経営を支援するなど、新規就農者の参入の促進や定着を図ります。

### 【農産品のブランド化などの稼げる農業の実現】

- ・農村活性化センター（道の駅かなん）を中心として、地元農産物や加工品の販売、流通経路の確保などに取り組めます。
- ・学校給食における地場産品の活用を促進し、地産地消の拡大を図ります。
- ・農業におけるロボット技術やITの活用など、スマート農業<sup>\*</sup>の導入を支援します。
- ・農産品の品評会の開催などを通じて、農産品の全体的な品質向上を促進します。
- ・本町のブランド商品について、開発の支援やSNSを活用したPRなどに取り組めます。

### 【林業の振興】

- ・森林の機能を保全するため、森林組合などが行う森林整備地域活動を支援します。
- ・森林環境譲与税を活用して、森林環境の保全に努めるとともに、土砂災害の防止など森林の果たす役割について啓発に取り組めます。

## 施策 4-3 産業の振興・ブランド力の強化

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

町内の商工業は、零細企業が多いのが現状で、本町の産業経済に占める割合も低い水準にとどまっています。しかしながら、就業機会の確保や地域の活性化のためには、産業の育成・企業誘致などを通じて商工業の発展を図っていくことが重要です。

#### 【これまでの取組み】

本町では、店舗や工場の経営の安定を図るための融資制度の周知・活用促進に努めるとともに、商工会らと連携した経営情報の提供や相談体制の充実など、経営改善支援を進めてきました。

さらに、周辺環境との調和を図りつつ店舗の誘致などに取り組んできました。

加えて、こうした産業振興を通じて地元の雇用の拡充を図ってきました。

また、観光業の振興を図るため、本町の観光資源の発掘に取り組んできました。

#### 【課題】

地域活性化には、商工業の発展が必要不可欠であり、経営改善支援を含めた産業の育成、本町の地域特性を活かした新たな企業の誘致などに取り組んでいく必要があります。本町の歴史資源を活用するため、観光業の育成にも取り組んでいく必要があります。

## (2) 施策の展開

本町の産業の振興やブランド力の強化のため、以下の取組みを進めます。

- ・富田林商工会らと連携しつつ、開業費用の一部補助など、商工業の振興を図るとともに、新たに創業する事業者の支援に取り組みます。
- ・ふるさと納税に対する新規返礼品の開拓を行うとともに、出品者の商品の魅力向上などを支援します。
- ・都市的土地利用と農業的土地利用の調整を図りつつ、産業の誘致を図ります。
- ・本町の歴史や自然を活用した観光の振興及び地域の活性化を図ります。
- ・新たな産業の誘致を通じた地元における雇用の創出を図ります。



### 施策 4-4 まちの姿の創出（インフラの整備）

#### （1）現状と課題

##### 【基本認識】

本町には、南西部を走る国道309号や、主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線などの広域道が存在しており、こうした道路の整備により、大阪府都市部や他府県、関西国際空港へのアクセス改善に取り組んでいくことが重要です。

また、集落間を結ぶ生活関連道路となる町道についても、各道路の交通状況に応じて、整備や歩道などの設置を進めていく必要があります。

さらに、整備されてから時間が経過し、劣化が進んでいる道路や橋梁が増えていることから、こうしたインフラの長寿命化、補修なども重要となっています。

加えて、土地利用のあり方について、中長期的なまちづくりの方針と整合するよう、誘導を図っていく必要があります。

##### 【これまでの取組み】

本町では、都市計画マスタープランを定め、道路、公園、上下水道などの都市基盤の整備、自然環境や田園環境と調和した環境の保全・形成などに、以下のとおり、計画的に取り組んできました。

広域道である国道や府道については、国や大阪府に早期整備に向けた働きかけを行ってきた国道309号の第2期が開通し、また、府道についても交通量に見合った幅員の拡幅や歩道の設置などについて要望してきました。

町道については、舗装修繕計画に基づき、計画、補修、確認、計画見直しのPDCAサイクルを構築して計画的な補修などを進めてきました。橋梁についても、橋梁長寿命化計画に基づき、順次、長寿命化を進めてきました。また、地域による道路等の補修事業を支援してきました。

水道については、人口減少下においても、サービスを確実に提供していくため、令和3年4月から大阪広域水道企業団への統合を決定しました。

下水道についても人口減少下において計画区域内の整備や設備の維持管理を適切に行うため、技術基盤の確立や計画的・効率的な経営の実現の観点から、南河内4市町村下水道事務広域化協議会（富田林市、太子町、千早赤阪村）の発足、公営企業会計の導入、下水道ストックマネジメント※計画の策定などを行ってきました。

公共施設については、公共施設総合管理計画に基づき、長寿命化や規模の最適化を進めてきました。

土地利用については、地域の活性化を実現するため、都市的土地利用と農業的土地利用の調整を図ってきました。

#### 【課題】

関西国際空港や大阪府都心部へのアクセスの改善を図るため、大阪南部高速道路の実現に向けた働きかけを行っていくことが重要です。

また、町道については、整備から時間が経過し、劣化が進んでいる箇所が増えてきていることから、計画的なメンテナンスを進めていく必要があります。

公共施設については、長寿命化を進めていくとともに、使われなくなった施設や跡地の利用方法について検討を行う必要があります。

公園については、遊具の更新などにより、安全に利用できる環境を確保するとともに、地域住民のニーズを踏まえた整備を進めていく必要があります。

下水道については、整備区域内における水洗化率※の向上に取り組む必要があります。また、初期に整備した区域の管の老朽化が進んでいることから、メンテナンスの必要があります。今後も健全経営のため財務基盤を強化して事業継続する必要があります。

土地利用のあり方が地域の活性化につながるものとなるよう、誘導していく必要があります。

※下水道ストックマネジメント……下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

※水洗化率………便所が水洗の住宅の割合のこと。「水洗」とは直接公共下水道に流す方式や自家浄化槽などで処理するもので、団地らで、共同の浄化槽により汚水処理をしている場合を含む。

### (2) 施策の展開

まちの姿に合うインフラ整備のため、以下の取組みを進めます。

#### 【道路網の整備】

- ・交通利便性の向上や地域産業発展のため、主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線(山城バイパス)、国道309号(河南赤阪バイパス)などの幹線道路の早期整備を働きかけます。その他の府道についても、交通量などに見合った幅員拡張や歩道整備を促進します。
- ・国、府、近隣自治体と連携し、大阪南部高速道路の実現を目指します。
- ・町道について、老朽化した箇所の補修などを計画的に進めるとともに、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁についても長寿命化を進めます。

#### 【公共施設の整備】

- ・公共施設総合管理計画に基づき、公共施設の長寿命化、省エネ対応、バリアフリー化などを進めます。
- ・魅力ある公共空間の実現に向け、都市公園や広場の整備に取り組みます。

#### 【下水道整備】

- ・下水道の整備を進めるとともに、下水道整備完了区域における排水設備未接続世帯の接続促進を進めます。
- ・ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の点検、調査を行い、流下機能の低下及び老朽化した施設について、改修を進めます。
- ・下水道経営戦略を作成し、持続可能な下水道経営を進めていきます。
- ・下水道施設の点検・調査業務を南河内4市町村下水道事務広域化協議会による共同発注を行い、スケールメリットを活かして業務価格の軽減を行います。
- ・市街地の浸水の防除を図るため、公共下水道(雨水)の整備を進めます。

【土地利用】

- ・都市計画マスタープランに基づき、都市的土地利用と農業的土地利用の調整などにより、まちづくりの方向性と統合的な土地利用への誘導を図ります。
- ・土取り跡地などの低未利用地について、周辺環境との調和を図りながら、適正な土地利用の誘導に努めます。
- ・整備再編により利用されなくなった公共施設及び跡地について、利用計画を定め、新たな用途にもとづく整備を検討します。



総論

基本  
構想

基本  
計画

資料  
編

## 施策 4-5 大学・企業等との連携推進

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

快適で賑わいのあるまちを実現するには、行政のみではなく、大学や企業と連携して取り組んでいくことが不可欠であり、本町では、大学、博物館などの教育機関との連携を強化していくことが重要です。

#### 【これまでの取り組み】

本町では、大阪芸術大学との連携により、各種講座を開催しているほか、オリジナルデザインの「カナちゃんナンバープレート」による町のPRなどを実施しています。

また、さらに、大阪千代田短期大学との子育て・保育などに係る連携協定の締結、大阪大谷大学による本町の古文書調査、府立近つ飛鳥博物館による文化財講座など、近隣の教育機関との連携を進めてきました。

加えて、農事組合法人かなんと連携して、農産品の販路拡大に取り組んできました。

#### 【課題】

快適で賑わいのあるまちの実現には、行政のみでは取り組みが困難である事業にも取り組んでいく必要がありますが、現在は、連携主体が限られているため、企業を含め連携を強化することで、取り組める事業の種類を増やしていく必要があります。

## (2) 施策の展開

大学・企業との連携を通じて、以下の取組みを進めます。

- ・近隣の大学と連携し、大学側の負担に留意しつつ、地域の情報発信や各種講座の充実に取り組めます。
- ・文化財講座の開催など、府立近つ飛鳥博物館との更なる連携を進めます。
- ・農事組合法人かなんと連携し、本町の農産品を活用したオリジナル商品の開発などに取り組めます。
- ・企業版ふるさと納税<sup>\*</sup>の導入を目指します。
- ・大阪芸術大学との連携により、作品の展示など、本町の魅力向上につながる取組みを進めます。



<sup>\*</sup>企業版ふるさと納税……………国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みのこと。

## 施策 4-6 地域公共交通の充実

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

高齢化が進行し、運転免許証を返納するなどして自家用車を運転しない高齢者が増える中、こうした高齢者が外出して様々な活動に参加できるようにすることは、「快適でにぎわいのあるまち」の実現には不可欠であり、そのためには、地域公共交通の充実が重要です。

#### 【これまでの取組み】

本町の主要な公共交通機関は、近鉄長野線の喜志駅を起点とする町域北部ルートと、富田林駅を起点とする町域南部ルートの路線バスです。これを補完する存在として、大規模住宅団地や集落地などと町内の商業施設や病院、公共施設などを結ぶ「カナちゃんバス」と山手地域などを走行する「やまなみタクシー」があり、平成28年2月から実証運行、平成31年からは本格運行が始まっています。

カナちゃんバスとやまなみタクシーの利用者は増加傾向にありますが、地域公共交通が普及することは住民の交通手段の充実のみならず、自家用車の利用減少を通じてCO<sub>2</sub>の削減や地球温暖化の防止にもつながるものです。

#### 【課題】

路線バスとカナちゃんバス・やまなみタクシーの乗り継ぎ改善やネットワーク強化など、町内における公共交通システム全体の利便性の向上を図る必要があります。

また、地域公共交通については、利用者の動向や社会情勢の変化、急速に発展する自動運転\*などの技術、MaaS\*といった新しい概念などを注視しながら、より良い運行形態を検討していくことも必要です。

\*自動運転.....自動車を手動で運転する技術のこと。国土交通省からは「レベル0」から「レベル5」までの6段階で自動運転のレベル分けが発表されている。自動運転のレベル分けではレベル2とレベル3が大きな分かれ目となり、運行の主体が「人」と「システム」に分かれる。

\*MaaS.....地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済を一括で行うサービスのこと。

## (2) 施策の展開

地域公共交通の充実のため、以下の取組みを進めます。

- ・地域公共交通について、利便性向上や収益率の改善に向け、地域の実情や利用者ニーズを踏まえて、路線バスとの連携、路線やダイヤなどの運行形態のあり方を検討するとともに、バリアフリー化を進めます。
- ・技術の発展を踏まえ、自動運転などの新たな運行形態について研究します。



政策No.5

自然と歴史に囲まれたまち



意義

本町は、東に金剛・葛城山系があり、町域の半分は金剛生駒紀泉国定公園に指定されているなど、みどり豊かな景観に恵まれています。また、その西側には田園、河川やため池、古墳、住宅地などがあります。

大都市近郊に位置しながら、今なお多くの緑に囲まれた豊かな自然と歴史を感じることができる環境は、本町の住民のみならず、本町を訪れる人々にとっても貴重な財産であり、将来世代にも伝えていく必要があります。

そのためには、町内外のもっと多くの人に、本町の自然や歴史と触れ合ってもらい、その素晴らしさを感じてもらうことが重要です。農業や観光の振興に加えて、公園や緑地などの公共空間の整備、歴史的遺産や景観の保全、町内美化の推進に取り組んでいく必要があります。

また、地球温暖化や気候変動、生態系の破壊といった環境問題も、本町の環境に対する重大な脅威となっています。町議会においても、「気候非常事態宣言に関する決議」がされており、ごみの減量や再生可能エネルギーの更なる活用など、地球温暖化防止や環境負荷の少ない循環型社会※への転換を進めていく必要があります。



本町遠景（役場屋上から撮影）

※循環型社会……………生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の流れの中で、適正な再資源化などを促進することにより、環境への負荷をできる限り低減させた社会のこと。

## 取組みの方向性

「自然と歴史に囲まれたまち」を実現するため、以下の施策を展開していきます。

自然と歴史に  
囲まれたまち

5-1 自然と歴史

5-2 美しいまちなんを守る

5-3 地球温暖化対策の推進

## 目標

「自然と歴史に囲まれたまち」を実現するため、以下の目標達成を目指します。

項目	現状値	目標値
休日(14時)の滞在人口	12,042人	12,800人
道の駅かなんの利用者数	22万人	26万人
Twitterのフォロワー数	—	1,000人
1人1日当たりごみ総排出量	953g	925g

## 施策 5-1 自然と歴史

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

本町の東部には金剛・葛城山系があり、金剛生駒紀泉国定公園や近郊緑地保全区域※を含め町域の約5割を山林が占めています。そして、丘陵部の住宅団地、集落地及びそれを取り囲むように広がる農地が存在し、変化に富んだ景観と豊かな自然環境に恵まれています。

また、本町には、歴史的に古くから集落が形成されており、全国的にも珍しい双円墳である金山古墳※をはじめとして、数多くの古墳が見つかるなど、非常に長い歴史を有しており、町内外の人にこうした自然や歴史の魅力を知り、親しんでもらうことが重要です。

#### 【これまでの取組み】

本町では、町内外の人に、本町の自然と親しんでもらえるよう、町に点在する文化財などを結びつける散歩道である「自然と歴史の散歩道」を設定するとともに、岩橋山への登山道の整備を進めてきました。

また、町の木である桜を植えるかなん桜プロジェクトを推進し、桜の名所づくりを進めています。

さらに、歴史的な資源については、寛弘寺古墳公園、金山古墳などの整備、祭りなどの民俗調査による失われつつある町の姿の記録、仏像や石造仏などの美術工芸品の調査・保存などに取り組んできました。

加えて、令和2年6月には、本町の妙音菩薩品(平石峠)※、観世音菩薩普門品(高貴寺内)を含む、28の経塚(葛城28宿)を主な構成文化財とする『「葛城修験※」一里人とともに守り伝える修験道はじまりの地』が日本遺産に認定されました。

本町のこうした魅力を広く知ってもらうため、町のホームページやパンフレット、案内板などによる広報や近隣市町村と共同のイベントを通じたPRを行っています。



町の木さくら（白木山公園）

※近郊緑地保全区域……………無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源などの保全などを目的として指定されるものこと。

※金山古墳……………大小二つの円丘を合わせた双円墳という全国的にも珍しい形の古墳のこと。6世紀末から7世紀初頭の前方後円墳がつかれなくなるころにつくられた。史跡金山古墳公園は、国の史跡に指定されている金山古墳を史跡公園として整備されている。

## 【課題】

本町の歴史や魅力は、まだ、知名度が低く、より多くの人に親んでもらうためには、PRの充実が大きな課題となっています。また、観光に向けた環境整備を進める必要があります。

加えて、町の文化財や美術工芸品などの展示のあり方についても、検討する必要があります。

## (2) 施策の展開

より多くの方に、自然や歴史と親んでもらえるよう、以下の取組みを進めていきます。

## 【さくらのまちかなんの実現】

- ・さくらのまちかなんを目指して、町内における桜の植樹を進めます。
- ・町内外の人に本町の桜の魅力を伝えるため、かなん桜まつりの開催などを通じて、さくらのまちかなんの実現に努めます。

## 【自然と歴史の魅力活用】

- ・日本遺産のある平石峠、高貴寺、役行者の伝説がある岩橋山などを巡るルートや、西行法師ゆかりの弘川寺歴史と文化の森からダイヤモンドトレールに至るルートなど、本町の歴史・自然を巡るルートの整備を図ります。
- ・寛弘寺古墳公園や金山古墳などの歴史スポットと自然を巡る「自然と歴史の散歩道」の整備、歴史や文化に触れられるイベントを通じて、町の魅力の発信に努めます。
- ・地域の伝統的な文化や行事の継続に向けた取組みを支援します。
- ・より多くの人に訪れてもらえるよう、観光客の受入環境の整備を進めます。
- ・大阪府や近隣市町村と連携して、観光ルートや体験型イベントなどの企画・整備を進めます。
- ・SNSなどを活用し、本町の自然や歴史が持つ魅力について効果的な広報に取り組みます。

※妙音菩薩品(平石峠)……………役行者が法華経を1品(品<ほん>=仏典の章や篇)ずつ埋納したという28の経塚の1つ。  
 ※葛城修験……………和歌山～大阪～奈良の境に聳える葛城の峰々のこと。修験道の開祖と言われる役行者がはじめて修行を積んだこの地は、世界遺産の吉野・大峯と並ぶ「修験の二大聖地」と称され、令和2年6月に日本遺産登録された。

## 施策 5-2 美しいまちかなんを守る

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

本町は、金剛・葛城山系のみどり豊かな景観、田園風景、河川やため池の水辺景観、古墳などの歴史的景観、住宅地における街並みなど、多様な景観を有しており、今後とも多様性に富んだ良好な景観の保全に努める必要があります。

#### 【これまでの取組み】

本町では、古墳などの歴史的景観の保全に加えて、青崩地区や持尾地区の棚田の保全、緑地の整備、主要な道路の景観緑化などに取り組んできました。

また、美しい河南町基本条例、美しい河南町環境条例などにに基づき、毎年9月を「美しい河南町推進月間」と定めてクリーンキャンペーンを住民協働で行うなど、景観の保全・美化に包括的に取り組んできました。

さらに、住民生活を脅かす各種公害については、関係法令に基づき行為者に是正を求めるなどの取組みを行ってきました。

#### 【課題】

美しい河南町基本条例、美しい河南町環境条例、景観形成基本方針などに則り、住民、事業者、町が連携して、良好な景観の形成・保全を推進していく必要があります。

また、住民の良好な生活環境を守るため、関係機関と連携しつつ、公害の防止に取り組んでいく必要があります。

地域の高齢化に伴い、棚田の保全については、将来的な担い手の確保が大きな課題となっています。

## (2) 施策の展開

良好な景観を保全していくため、以下の取組みを進めていきます。

- ・美しい河南町景観形成基本方針に則り、景観形成における住民や事業者の役割の啓発に努めます。また、景観づくりを体験できる取組みや身近な景観の発掘による興味喚起など、景観形成に向けた取組みを進めます。
- ・歴史的遺産や景観などについて、その役割や意義を踏まえた保全に努めます。
- ・棚田について、地域における保全活動を支援します。
- ・公園や緑地、主要な道路の景観緑化に努め、魅力ある公共空間の実現を目指します。
- ・クリーンキャンペーンや地区ごとの一斉清掃活動など、地域における住民との協働による町内美化の取組みを進めます。
- ・大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害を防止するため、住民や事業者に対して公害防止に向けた意識の高揚を図るとともに、府の関係機関と連携し、監視や指導に努めます。
- ・不法投棄の未然防止や土砂埋立ての規制などを通じて、良好な環境の保全を図ります。



クリーンキャンペーン

## 施策 5-3 地球温暖化対策の推進

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

地球温暖化や気候変動、資源の枯渇、生態系の破壊といった環境問題は全世界的な課題となっており、本町でも、地球温暖化防止や環境負荷の少ない循環型社会への転換に向けた取組みが必要です。

#### 【これまでの取組み】

本町では、循環型社会への取組みとして、ごみの分別収集による減量化や再資源化に取り組むとともに、河南町地球温暖化対策実行計画に基づき、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及促進、役場庁舎におけるESCO事業※の導入、学校・公共施設のLED化などに取り組んできました。

#### 【課題】

ごみについては、ここ数年の傾向をみると人口は減少しているものごみの排出量は増加傾向にあります。このため、ごみの減量化などについて取組みを更に推進していく必要があります。

また、再生可能エネルギーについては、太陽光による電力の買取価格の低迷を踏まえ、太陽光発電のみならず再生可能エネルギー一般の活用について、住民や事業者にも理解と協力を求め、更なる普及促進を進める必要があります。

※ESCO事業.....省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。

## (2) 施策の展開

地球温暖化の防止に向けて、以下の取組みを進めます。

- ・ごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)に関して啓発を行い、ごみの減量化に対する意識の高揚を図ります。また、分別収集や集団回収の促進などにより、ごみの減量化や再資源化に取り組めます。
- ・プラスチックごみ削減など、地球環境にやさしい生活様式の啓発に取り組めます。
- ・地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設の省エネ化、電気自動車の導入など、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組めます。
- ・太陽光発電などの再生可能エネルギーについて、普及促進に向けた取組みを進めます。
- ・運転マナーの向上によるCO<sub>2</sub>削減を目指して、啓発に取り組めます。
- ・河南町地球温暖化防止活動推進員を中心に、自然観察会など、地球温暖化防止のための啓発活動に取り組めます。



太陽光発電設備（町立学校給食センター）

政策No.6

一步先を行くまち



意義

IT技術の進展により、AI※(人工知能)、RPA※(ロボットによる業務の自動化)、自動車の自動運転などの技術が急速に発展しつつあり、現在は実験中のものでも、数年後には実用化が見込まれるものも出てきています。

他方、社会経済構造の変化、人々の価値観の多様化により、行政に求められる役割も多様化・複雑化しています。本町の限られた行政資源を有効に活用し、こうした複雑なニーズに対応していくためには、最新技術を活用していくことが不可欠です。

また、新型コロナウイルス感染症により、リモートワークの導入が進むなど生活スタイルの多様化が進んでいます。このような状況のなか行政手続きをオンライン化するなど、町が行う住民サービスを電子化することで、様々な生活環境の住民が行政サービスを利用しやすくなると考えられます。

加えて、行政内部の事務についても、先端技術を利用するなど更なる電子化を進めることで、業務効率が向上するとともに、働き方改革の実現にもつながると考えられます。

※AI.....Artificial Intelligenceの略。人工知能のこと。  
 ※RPA.....Robotic Process Automationの略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化すること。

## 取組みの方向性

「一歩先を行くまち」を実現するため、以下の施策を展開していきます。

### 一歩先を行くまち

6-1 最先端技術の活用による  
行政の効率化及びサービスの向上

6-2 電子化の推進

## 目標

「一歩先を行くまち」を実現するため、以下の目標達成を目指します。

項目	現状値	目標値
公金収納手続きにおける電子納付率	55.8%	65.0%
行政手続のオンライン化率	—	50.0%

## 施策 6-1 最先端技術の活用による 行政の効率化及びサービスの向上

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

少子高齢化などの社会構造の変化により、本町の取り組むべき課題は増加しており、新たな技術を活用することによって、諸課題への効率的な対応を進めていく必要があります。

#### 【これまでの取り組み】

近年、ITなどの進展により、AI、RPA、自動車の自動運転などの技術が急速に発展・普及しつつあります。こうした技術は、様々な社会的問題を解決する手段となることが期待されており、市町村でも導入が始まっています。

本町では、現時点ではこうした技術の本格的な導入には至っていませんが、先行事例の研究を行うとともに、災害時の情報収集などに活用するため、職員にドローンの操作技術の習得に取り組み始めたところです。

#### 【課題】

行政に対するニーズはますます多様化しており、これに対応していくためには、業務の見直しのみならず、最新技術の活用によって既存業務の効率化を図るとともに、これまで十分に把握・対応できていなかったニーズにも応えられるようにしていく必要があります。

## (2) 施策の展開

最先端技術の活用による役場全体の対応能力の向上を図るため、以下の取組みを進めていきます。

- ・国による業務プロセス、システムの標準化の動きを注視しながらAIやRPAの導入による業務の効率化を図ります。
- ・災害時におけるドローンの活用による迅速な被害状況把握を目指します。
- ・地域公共交通における自動車の自動運転技術の活用の検討を進めます。
- ・他自治体における最新技術を活用した役場の対応能力の向上に向けた取組みを研究します。
- ・クラウドシステム※など先端技術を活用したシステムの利用を推進します。

※クラウドシステム……………インターネットなどのブロードバンド回線を経由し、データセンターに蓄積されたコンピュータ資源を役務(サービス)として、第三者(利用者)に対して遠隔地から提供するものこと。

## 施策 6-2 電子化の推進

### (1) 現状と課題

#### 【基本認識】

IT化が進展する一方、役場関係の事務や役場の業務は紙に依っているものが多く残っています。こうした事務や業務の電子化を進めることは、住民の利便性や役場の業務の効率性の向上に加えて、感染症対策としても機能するものであり、取組みを強化する必要があります。

#### 【これまでの取組み】

本町では、マイナンバーカードを活用した住民票の写しなどのコンビニエンスストアにおける交付や納税手続きにおけるキャッシュレス決済<sup>※</sup>の導入など、一部事務における電子化を進めてきました。

また、業務においても、電子決裁の導入などのペーパーレス化を始めています。

#### 【課題】

令和元年におけるスマートフォンの世帯普及率が8割を超え、電子化をさらに進展させる環境は整ってきています。この環境を住民の利便性向上及び行政コストの削減につなげられるよう、各種事務における電子化を一層進展させる必要があります。

併せて、ITを活用して、役場の業務における電子化を進めることは、業務効率を向上させるとともに、住民サービスや働き方の多様化にもつながることから、更なる取組みを進める必要があります。

<sup>※</sup>キャッシュレス決済……………お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと。

## (2) 施策の展開

本町における電子化を推進するため、以下の取組みを進めていきます。

- ・公金収納の手続について、口座振替を含む多様な方法を提供し、全面的な電子化の推進を図ります。
- ・マイナンバーカードの普及を図るとともに、オンライン手続の拡大を進めます。
- ・役場におけるペーパーレス化をはじめとしたAIを活用した業務の効率化を進めるとともに、働き方改革の実現や危機対応能力の向上を目指します。
- ・地域経済エコシステム※の形成や「新しい生活様式」に対応したキャッシュレス決済の普及を図ります。



※地域経済エコシステム……ある地域において、企業、金融機関、地方自治体、政府機関などの各主体が、それぞれの役割を果たしつつ、相互補完関係を構築するとともに、地域外の経済主体などとも密接な関係を持ちながら、多面的に連携・共創してゆく関係のこと。



## 資料編

- 諮問書
- 答申書
- 河南町まちづくり会議規則
- 河南町まちづくり会議委員名簿
- 河南町まちづくり委員会委員名簿
- まちづくり計画と  
総合計画・人口ビジョンとの関係
- SDGsとまちづくり計画との関係
- 策定の経緯



## 諮問書

総論

構想  
基本

計画  
基本

資料編

河南秘企第 248 号  
令和元年 12 月 20 日

河南町まちづくり会議  
会 長 松 久 喜 樹 様

河南町長 武 田 勝 玄



まちづくりの総合的な計画について（諮問）

河南町まちづくり会議規則第 2 条の規定に基づき、まちづくりの総合的な  
計画について、貴会議の意見を求めます。

## 答申書

令和3年3月23日

河南町長 森田 昌吾 様

河南町まちづくり会議  
会長 松久喜樹

## 河南町まちづくり計画について（答申）

河南町まちづくり会議規則第2条の規定に基づき、令和元年12月20日付け河南秘企第248号をもって本会議に対して諮問がありました「まちづくりの総合的な計画」について、本会議として諮問内容を慎重に審議した結果、河南町まちづくり計画（案）を、別添のとおり答申します。

河南町においても、社会全体の人口減少や少子高齢化、IT技術の革新や国際競争の激化など、社会潮流の変化により複雑化、多様化する課題への対応や新たな概念であるSDGsへ対応が求められます。

そのような激変する社会の中にあっても、本計画案が河南町を「来てよし、住んでよしの『あ・な・ば』かなん」として、着実に発展させる計画として活用されることを期待します。

なお、本計画案における検討事項を検討で終わらせることなく、公民が一体となって実効性のある施策を協働して推進し、評価・検証をくり返し、まちづくりを実現されるよう望みます。

総論

基本  
構想基本  
計画

資料編

## 河南町まちづくり会議規則

総論

構想  
基本

計画  
基本

資料編

### 河南町まちづくり会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例（平成25年河南町条例第1号）第3条の規定に基づき、河南町まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 まちづくり会議は、河南町附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項について調査、審議し、意見を述べるものとする。

- (1) まちづくりの総合的な計画に関すること。
- (2) 人口ビジョンに関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 まちづくり会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会が推薦する町議会議員
- (2) 産業関係の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 教育機関の代表者
- (5) 金融機関の代表者
- (6) 労働団体の代表者
- (7) 士業関係の代表者
- (8) 住民で組織する団体の代表者
- (9) 公募による委員
- (10) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくないと認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

第4条 まちづくり会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、まちづくり会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 まちづくり会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 まちづくり会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 まちづくり会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 まちづくり会議の庶務は、企画担当部署において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（令和元年10月2日規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この規則の施行及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。

(河南町総合戦略推進会議規則の廃止)

3 河南町総合戦略推進会議規則（平成27年河南町規則第14号）は、廃止する。

## 河南町まちづくり会議委員名簿

所属	氏名	備考
1号委員（町議会議員）		
町議会議員	浅岡 正広	～令和2年10月2日
町議会議員	佐々木 希絵	～令和2年10月2日
町議会議員	高田 伸也	令和2年10月16日～
町議会議員	松本 四郎	令和2年10月16日～
2号委員（産業関係の代表者）		
株式会社サンプラザ	山口 利昭	
富田林商工会	村元 保男	
農業委員会	松井 嘉昭	～令和2年7月19日
農業委員会	武田 文夫	令和2年7月20日～
3号委員（関係行政機関の職員）		
大阪府	尾本 啓	～令和2年3月31日
大阪府	木内 誠	令和2年4月15日～
4号委員（教育機関の代表者）		
大阪大谷大学	金川 廣一郎	
大阪芸術大学	澤 一寛	
大阪芸術大学	松久 喜樹	会長
5号委員（金融関係の代表者）		
大阪南農業協同組合	落合 陽二郎	
藤井寺小山郵便局	辻井 久仁	
りそな銀行 富田林支店	高木 敏彰	

6号委員（労働団体の代表者）		
河内長野公共職業安定所	吉田 薫	
7号委員（士業団体の代表者）		
公認会計士、税理士	清水 康雄	
8号委員（住民で組織する団体の代表者）		
区長会	山中 章嘉	副会長
社会福祉協議会	浅野 雅美	
体育協会	岡本 勉	～令和2年11月29日
体育協会	植田 喜代一	令和2年11月30日～
P T A連絡協議会	上條 加奈	～令和2年9月19日
P T A連絡協議会	石部 洋子	令和2年9月20日～
文化協会	松田 豊彦	
民生委員児童委員協議会	松田 和美	
老人クラブ連合会	松井 勝彦	
9号委員（公募による委員）		
公募委員	井上 裕之	
公募委員	荻野 源吾	
公募委員	松本 雄史	
10号委員（その他町長が必要と認める者）		
町職員	森田 昌吾	～令和2年3月16日
町職員	玉川 英資	令和2年10月20日～

※委嘱期間は令和元年12月20日～

## 河南町まちづくり委員会委員名簿

所属	氏名	備考
町長	森田 昌吾	会長
教育長	新田 晃之	委員
総合政策部長	辻本 幸司	委員
総務部長	渡辺 慶啓	委員
住民部長	上野 文裕	委員
健康福祉部長	田村 夕香	委員
まち創造部長	安井 啓悦	委員
教育部長	湊 浩	委員
会計管理者	福瀬 一	委員
議会事務局長	木矢 年謙	委員

令和3年3月23日現在

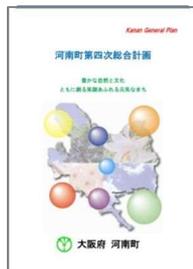
## まちづくり計画と総合計画・人口ビジョンとの関係

新しいまちづくりの策定にあたっては、中長期的に目指すべき方向性やまちの姿を示すとともに、その実現に向けて、直近で取り組んでいく内容を明らかにするため、これまでに策定された総合計画や総合戦略、人口ビジョンを内包した一体的な計画の策定を目指しました。

策定したまちづくり計画では、新たな将来展望人口を示し、豊かな自然や歴史などを大都市近郊で感じられるという地域の特徴を活かした持続可能なまちづくりを実現しつつ、地域を取り巻く課題に対応するための取組みを掲げています。

これまでの計画	内容と目的
河南町第4次総合計画	基本構想は、まちづくりの基本理念とめざすべき将来像を明らかにし、これを実現するためのまちづくりの基本方針を示したもの
	基本計画は、基本構想に定めた基本方針により、まちづくりの主要施策の内容を示したもの
河南町ひとづくりビジョン (人口ビジョン)	人口動向・将来の人口推移を分析し、町の人口の長期目標と将来展望を示すもの
河南町まちづくり戦略 (総合戦略)	人口ビジョンにて掲げた人口目標を踏まえ、自立的かつ持続可能なまちづくりを推進するための施策を示すもの

### 【これまでの計画】 (3つの計画・冊子)



(総合計画)



(総合戦略)



(人口ビジョン)

### 【これからのまちづくり計画】 (1つの計画・冊子)



まちづくりの理念や成果を引き継ぎつつ、新たな課題に対応するための一体的な計画として策定

## SDGsとまちづくり計画との関係

国では、平成28年12月に策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」の中で、国として注力すべき八つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定などにSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

また、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を示しており、まちづくり計画ではこうした考え方を踏まえ、その推進に取り組んでいきます。

ゴール	ゴールの説明と自治体の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p><b>貧困</b></p> <p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p><b>飢餓</b></p> <p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>保健</b></p> <p>【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要なものであるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p><b>教育</b></p> <p>【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p><b>ジェンダー</b></p> <p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化(エンパワーメント)を行う。 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p><b>水・衛生</b></p> <p>【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p><b>エネルギー</b></p> <p>【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

	<b>経済成長と雇用</b>	<p>【目標8】 包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
	<b>インフラ、産業化、イノベーション</b>	<p>【目標9】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
	<b>不平等</b>	<p>【目標10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<b>持続可能な都市</b>	<p>【目標11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<b>持続可能な生産と消費</b>	<p>【目標12】 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<b>気候変動</b>	<p>【目標13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<b>海洋資源</b>	<p>【目標14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<b>陸上資源</b>	<p>【目標15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
	<b>平和</b>	<p>【目標16】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<b>実施手段</b>	<p>【目標17】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）—導入のためのガイドライン—」

総論

基本  
構想基本  
計画

資料編

## 策定の経緯

総論

基本  
構想基本  
計画

資料編

## ■ 河南町まちづくり委員会

令和元年12月13日	河南町まちづくり委員会(第1回) ・河南町まちづくり委員会の設置 ・現況と課題、これまでの取組み、方針、体制、スケジュールについて
令和2年2月5日	河南町まちづくり委員会(第2回) ・骨子(案)について
令和2年10月12日	河南町まちづくり委員会(第3回) ・総論(案)について
令和2年11月20日	河南町まちづくり委員会(第4回) ・基本構想(案)について ・基本計画(案)について ・タウンミーティングについて
令和2年12月25日	河南町まちづくり委員会(第5回) ・基本計画(案)について
令和3年2月4日	河南町まちづくり委員会(第6回) ・河南町まちづくり計画(案)について ・河南町まちづくり計画策定スケジュールについて
令和3年3月22日	河南町まちづくり委員会(第7回) ・パブリックコメントの結果について ・河南町まちづくり計画(案)について

## ■ 河南町まちづくり会議

令和元年12月20日	河南町まちづくり会議(第1回) ・諮問 ・現況と課題、これまでの取組み、方針、体制、スケジュールについて
令和2年2月14日	河南町まちづくり会議(第2回) ・骨子(案)について
令和2年10月20日	河南町まちづくり会議(第3回) ・総論(案)について
令和2年11月30日	河南町まちづくり会議(第4回) ・基本構想(案)について ・基本計画(案)について ・タウンミーティングについて
令和2年12月28日～ 令和3年1月15日	河南町まちづくり会議(第5回)書面会議 ・基本計画(案)について
令和2年2月5日～ 令和3年2月12日	河南町まちづくり会議(第6回)書面会議 ・河南町まちづくり計画(案)について ・河南町まちづくり計画策定スケジュールについて
令和3年3月23日	河南町まちづくり会議(第7回) ・河南町まちづくり計画(案)について ・答申

■ 町議会	
令和元年9月13日	河南町付属機関設置条例の一部を改正 ・河南町まちづくり会議を設置
令和3年2月16日	全員協議会 ・河南町まちづくり計画(案)について
令和3年2月25日	全員協議会 ・河南町まちづくり計画(案)について

■ その他	
令和2年1月27日	若手町職員意見交換会(第1回)
令和2年1月30日	若手町職員意見交換会(第2回)
令和2年11月2日～ 令和2年11月10日	中学生アンケート ・町立中学校の生徒へアンケートを実施
令和2年12月1日～ 令和2年12月15日	住民意見募集 ・町内在住者からの意見募集を実施
令和3年2月19日～ 令和3年3月12日	パブリックコメントの実施



編集・発行／河南町総合政策部秘書企画課  
大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6  
HP <http://www.town.kanan.osaka.jp/>

○令和3(2021)年3月



# KANAN TOWN



大阪府 河南町